

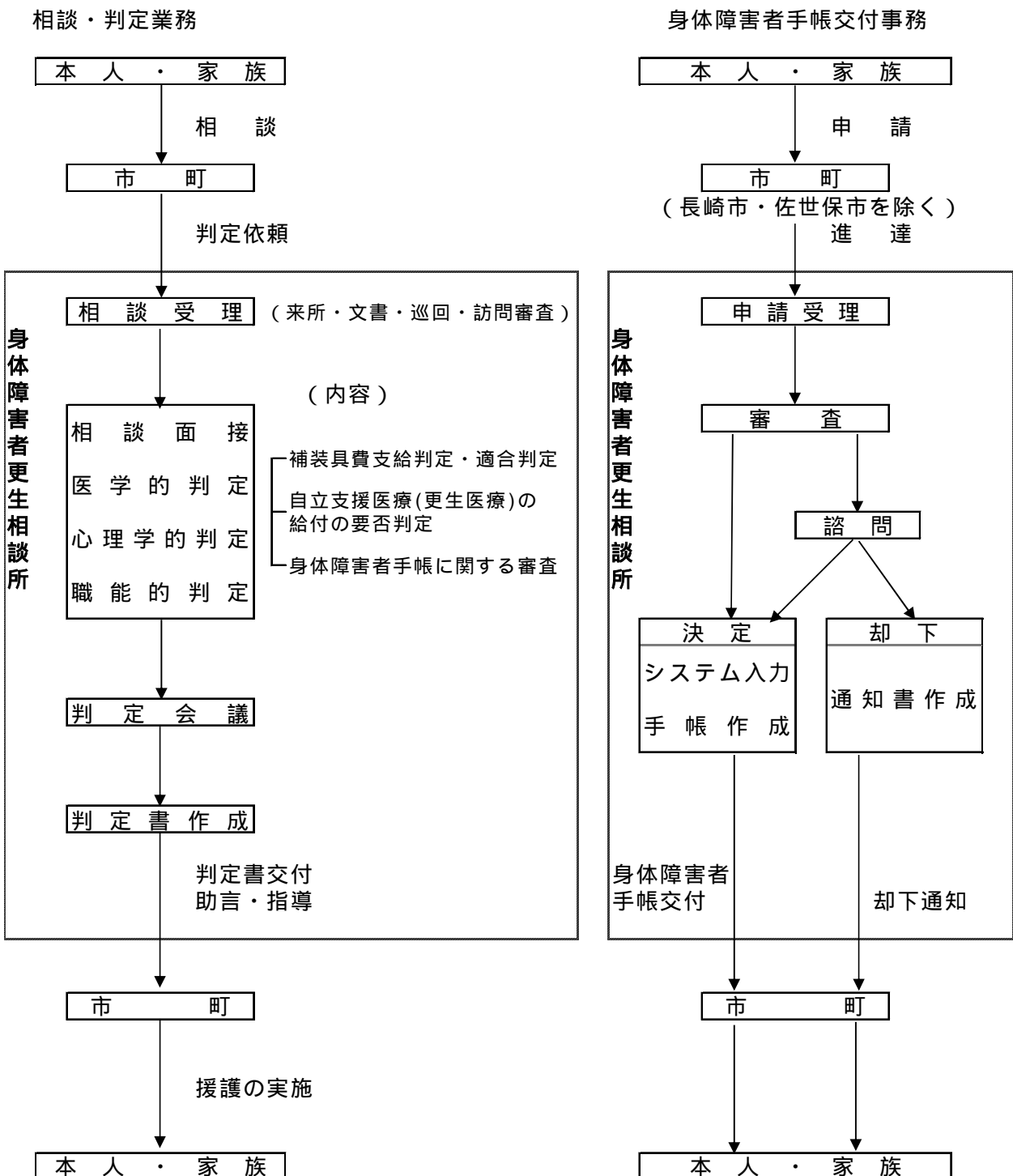
身体障害者支援
[身体障害者更生相談所]

() 身体障害者更生相談所

1 設置の目的

身体障害者福祉法及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている、補装具の処方や適合判定、自立支援医療（更生医療）の認定審査など、身体障害者の福祉に関する支援を目的として、身体障害者福祉法に基づき設置されている。

2 相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務



3 業務内容

(1) 相談・指導業務

身体障害者に関する相談に、専門的な知識や技術の助言・指導などを行う。

(2) 判定業務

医学的判定

身体障害の程度、残存機能、代償機能等機能障害の状態を診断して、自立支援医療費（更生医療）及び補装具費支給の要否を判定するとともに、医療等に対する助言・指導を行う。

ア 自立支援医療費（更生医療）判定（申請窓口は市町）

医学的診断により、更生医療の要否判定を行う。

イ 補装具費支給判定（申請窓口は市町）

身体障害者に支給される補装具費について、個々の障害状態を診断し、社会活動を行う上で機能障害の軽減、改善が図れるか否かを判定し、種類や形式、材料、工作的所見、価格等について判定・処方する。

a 直接判定

障害状況などで、特別に診察の必要がある場合にセンターの医師が診察を行う。

b 文書判定

センターでの診察が必要ない場合は、主治医の作成した意見書の内容に基づき審査する。

c 適合判定

センターで直接診察判定した補装具については、処方箋どおりに製作されているか、使用者の状態にあっているか、利用目的のために支障なく使用できるかなど、適合具合の判定を行い、必要に応じて使用上注意すべき点などを助言する。

心理学的、職能的判定

身体障害者の機能の向上を図り、福祉の増進を図るため、知能の程度、性格診断、職業の適性等について判定する。

(3) 身体障害者手帳の交付業務

市町から進達された申請書類を審査し、身体障害者手帳の交付（却下）事務を行う。

(4) 巡回相談

長崎支援センターにおいては、市町における医療の充実等による相談件数の減少等の理由から、平成20年度以降は身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具（電動車椅子、座位保持装置、義肢装具等）で、体調不良等により来所が難しい場合、必要に応じて巡回相談を実施している。

また、佐世保支援センターにおいては、市町と緊密な連携のもと、管内地域を巡回しての相談判定業務の他、長崎支援センターと同様に身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具の判定について巡回相談を実施している。

(5) 地域リハビリテーション推進事業

身体障害者の更生援護に関わる各機関が、情報交換を行うなど、相互の連携を深め、身体障害者に対する一貫した地域リハビリテーション活動を推進するために、地域リハビリテーション協議会を中心にそのシステムを構築するとともに、関係職員の研修及び調査研究を行うことにより、地域リハビリテーションの充実、強化を図る。

(6) パーキング・パーミット交付事務

平成19年8月から制度が始まり、各市町、県福祉事務所とともに、身体障害者手帳及び療育手帳の所持者(交付にあたっては一部の等級などを除く)高齢者、難病患者等、歩行が困難な者に対して、身障者用駐車場を有効に利用できるよう、駐車許可証のパーキング・パーミットを交付する事務を行っている。

なお、一時的に歩行が困難な妊産婦(歩行困難時から乳児の首が座るまで)、けが人(車椅子や杖等を使用する期間、要診断書)は1年未満の期間で交付している。

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの交付事務

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、援助を受けやすくなることを目的として、平成30年6月からヘルプマークを交付している。

また氏名、緊急連絡先、必要とする支援内容などを記入し、財布などに入れて所持するヘルプカードも交付している。災害時や困った時など、周囲に提示して支援を求めやすくすることを目的としている。窓口交付に加えて、申込書不要で自治体ホームページから各自印刷して利用することもできる。

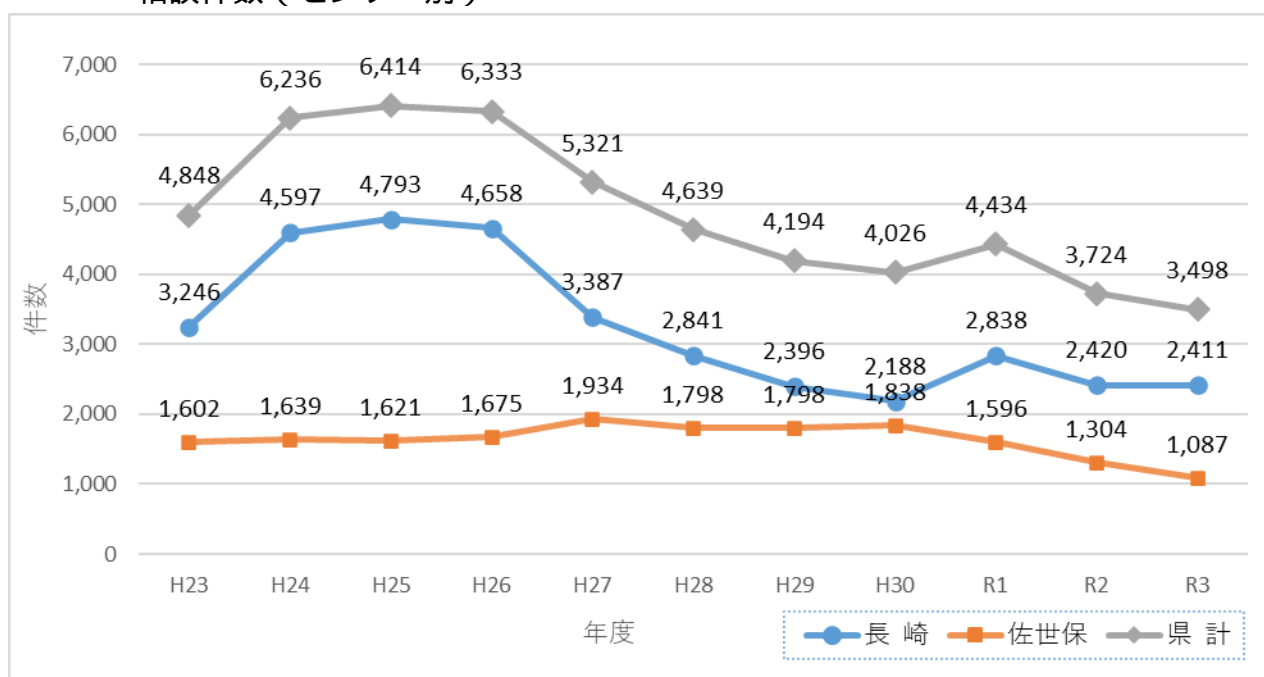
() 業務実績

1 相談判定業務

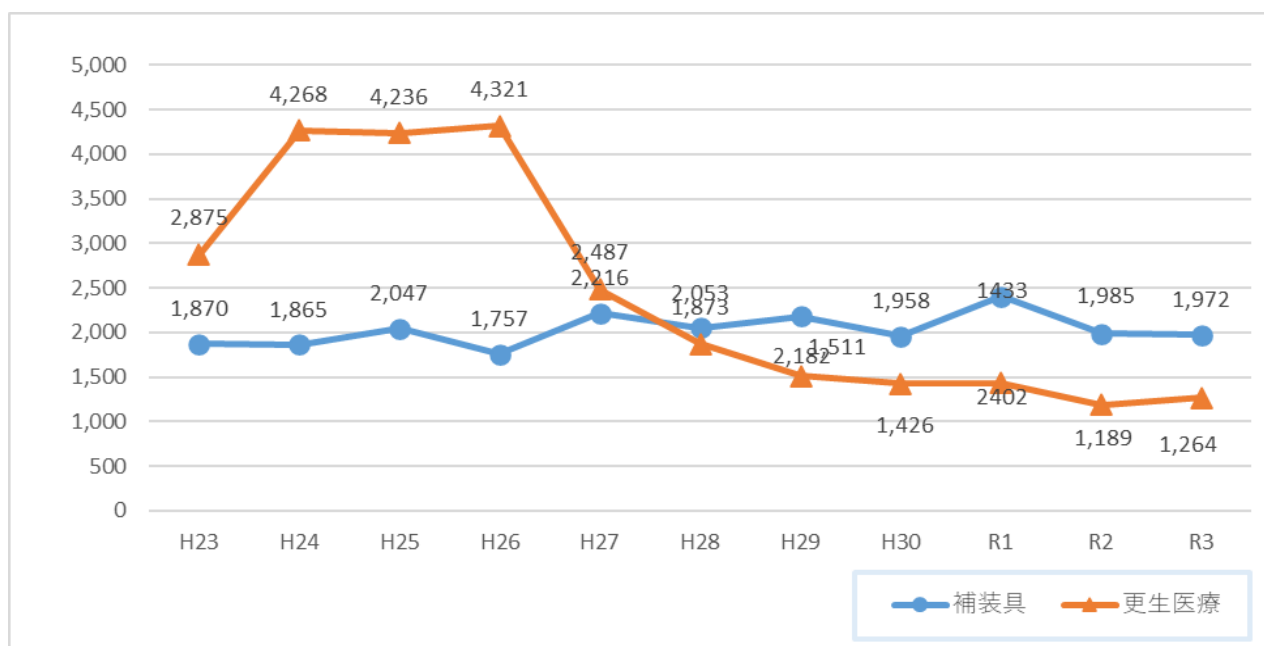
相談件数は、平成27年6月に、主な相談内容である更生医療と補装具の判定区分を見直したことから、平成27年度以降は減少傾向。令和元年度はやや増加したが、以降は、長崎県全体でみると減少傾向にある。

(1) 相談の推移

相談件数（センター別）



主な相談件数（種類別）



障害別・年齢別相談件数

障害区分	年 齢 別					総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	不明	
長崎管内	108	186	414	1,179	524	2,411
佐世保管内	17	60	232	631	147	1,087
県計	125	246	646	1,810	671	3,498
視覚	2		13	7	24	46
聴覚	22	17	50	541	107	737
音声・言語			2		2	4
そしゃく		1				1
肢体	97	197	363	449	357	1,463
心臓		3	74	602	37	716
じん臓		14	105	166	73	358
呼吸器	2			1	1	4
膀胱・直腸		1	1	5		7
小腸						
免疫		6	10	3	2	21
肝臓		6	21	29	6	62
平衡						
分類不能				1	3	4
不明			1		35	36
その他	2	1	6	6	24	39
総計	125	246	646	1,810	671	3,498

【長崎】

障害区分	年 齢 別					総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	不明	
視覚	2		11	6	24	43
聴覚	20	14	31	359	65	489
音声・言語					2	2
そしゃく		1				1
肢体	84	151	243	319	314	1,111
心臓		1	34	345	25	405
じん臓		11	66	121	50	248
呼吸器	2			1	1	4
膀胱・直腸			1	4		5
小腸						
免疫		2	7		1	10
肝臓		5	15	17	3	40
平衡						
分類不能				1	2	3
不明					19	19
その他		1	6	6	18	31
総計	108	186	414	1,179	524	2,411

【佐世保】

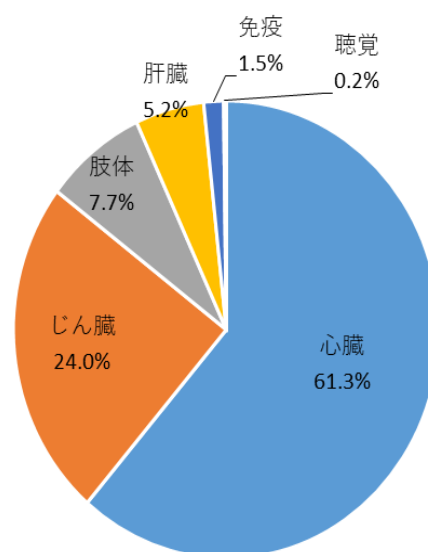
障害区分	年 齢 別					総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	不明	
視覚			2	1		3
聴覚	2	3	19	182	42	248
音声・言語			2			2
そしゃく						
肢体	13	46	120	130	43	352
心臓		2	40	257	12	311
じん臓		3	39	45	23	110
呼吸器						
膀胱・直腸		1		1		2
小腸						
免疫		4	3	3	1	11
肝臓		1	6	12	3	22
平衡						
分類不能					1	1
不明			1		16	17
その他	2				6	8
総計	17	60	232	631	147	1,087

(2) 判定実績

更生医療判定件数

令和3年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
視覚				
聴覚	1	1	2	0.2%
そしゃく				
肢体	44	33	77	7.7%
心臓	331	280	611	61.3%
じん臓	170	69	239	24.0%
免疫	7	8	15	1.5%
肝臓	34	18	52	5.2%
総計	587	409	996	100%



更生医療県計年度推移

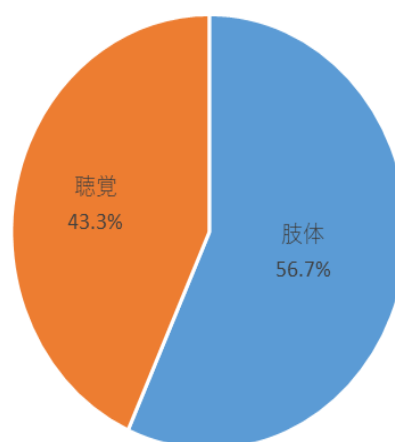
障害区分	視覚	聴覚	咀嚼	肢体	心臓	じん臓	呼吸器	免疫	肝臓	総計
R2年度		2		72	690	163		16	50	993
R1年度	1	4	1	90	833	149		24	105	1207
H30年度	1	11		103	791	165		21	90	1182

心臓が最も多く、心臓とじん臓で全体の8割を占めている。

補装具判定件数

令和3年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
肢体	504	228	732	56.7%
聴覚	359	199	558	43.3%
総計	863	427	1,290	100%



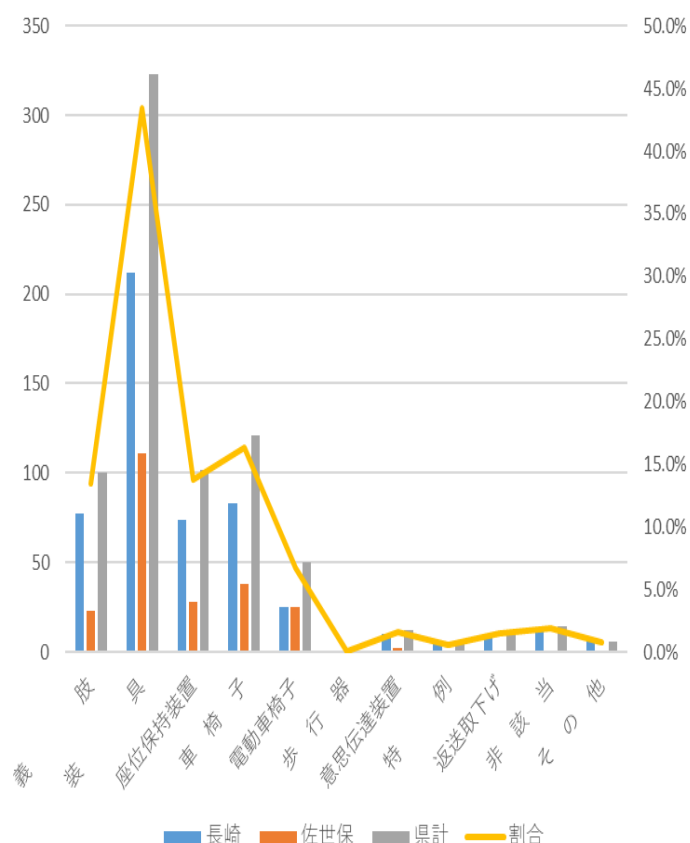
補装具県計年度推移

障害区分	肢体	聴覚	心臓	総計
R2年度	709	623		1332
R1年度	754	710		1464
H30年度	644	633	1	1278

令和3年度も肢体不自由と聴覚障害のみでの申請となっている。

ア 補装具（肢体）の内訳

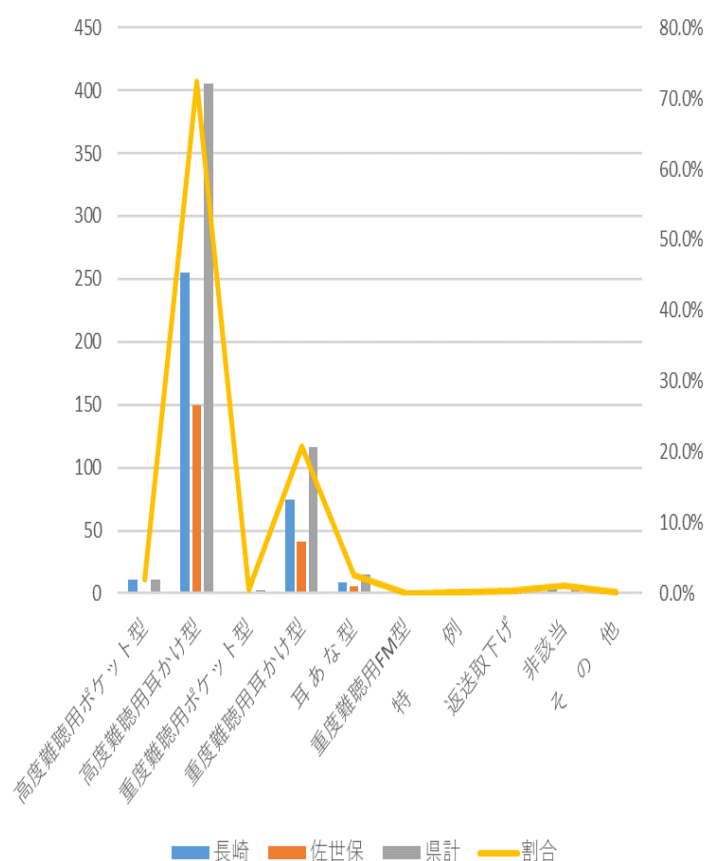
種類	長崎	佐世保	県計	割合
義肢	77	23	100	13.5%
装具	212	111	323	43.5%
座位保持装置	74	28	102	13.7%
車椅子	83	38	121	16.3%
電動車椅子	25	25	50	6.7%
歩行器				
意思伝達装置	10	2	12	1.6%
特例	4		4	0.5%
返送取下げ	10	1	11	1.5%
非該当	13	1	14	1.9%
その他	6		6	0.8%
総計	514	229	743	100%



装具（短下肢・長下肢・上肢装具など）が最も多く、約4割を占めている。

イ 補装具（聴覚）の内訳

種類	長崎	佐世保	県計	割合
高度難聴用ポケット型	11		11	2.0%
高度難聴用耳かけ型	255	150	405	72.3%
重度難聴用ポケット型	1	2	3	0.5%
重度難聴用耳かけ型	75	41	116	20.7%
耳あな型	9	6	15	2.7%
重度難聴用FM型				
特例	1		1	0.2%
返送取下げ	2		2	0.4%
非該当	6		6	1.1%
その他	1		1	0.2%
総計	361	199	560	100%



例年、高度難聴用が70%以上を占め、重度難聴用も含めて耳かけ型が90%を超えている。

市町別相談・判定件数

	巡回	実人員	相談 件数	相談内訳						判定 件数	判定内訳				
				更生 医療	補装具	身障 手帳	職業	施設	生活		その他	医学的 判定	心理	職能	その他
長崎管轄計		2,276	2,411	771	1,470	153			11	6	1,450	1,450			
佐世保管轄計		1,017	1,087	486	509	90			2		836	836			
県計		3,293	3,498	1,257	1,979	243			13	6	2,286	2,286			
長崎管内	長崎市	688	745	185	549	10			1		555	555			
	島原市	157	172	77	80	11			2	2	115	115			
	諫早市	274	286	123	140	19			2	2	191	191			
	大村市	293	301	127	149	25					174	174			
	五島市	109	117	54	46	15				2	80	80			
	西海市	68	73	28	38	7					50	50			
	雲仙市	85	91	31	47	12			1		64	64			
	南島原市	149	161	56	89	15			1		81	81			
	長与町	148	150	55	86	9					77	77			
	時津町	69	77	18	56	3					34	34			
	新上五島町	47	49	8	35	5			1		28	28			
	管 外	30	30	4	23	3					1	1			
	県 外	13	13	4	6	3									
	その他	146	146	1	126	16			3						
佐世保管内	佐世保市	448	475	234	238	3					412	412			
	平戸市	86	91	39	41	11					75	75			
	松浦市	77	77	38	32	6			1		64	64			
	対馬市	135	157	43	80	34					106	106			
	壱岐市	50	50	14	29	7					38	38			
	東彼杵町	○	18	18	11	6	1				12	12			
	川棚町		69	73	51	16	6				41	41			
	波佐見町		47	49	18	19	12				31	31			
	小値賀町		14	14	11	2	1				5	5			
	佐々町		54	60	27	28	5				47	47			
	管 外		15	15		15					4	4			
	県 外		2	3		1	2				1	1			
	不 明		2	5		2	2		1						

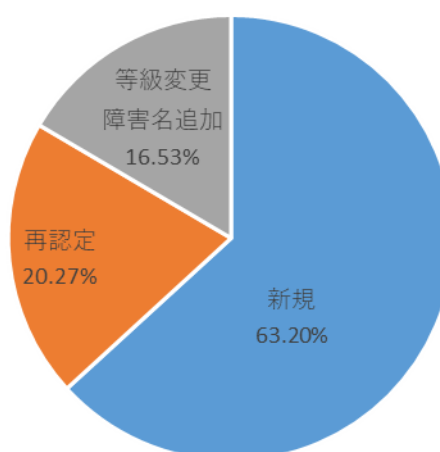
2 身体障害者手帳

(1) 処理件数

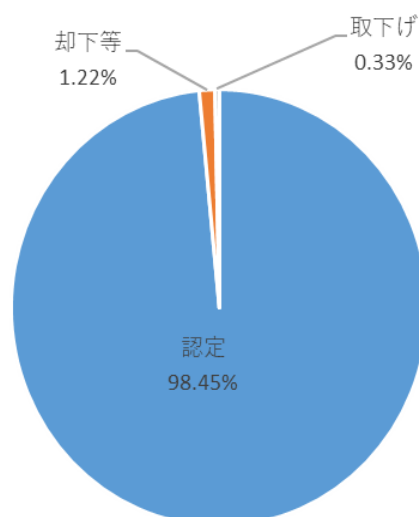
申請区分		処理件数	処理内訳		
			認定	却下等	取下げ
長崎管内	新規	1,202	1,185	16	1
	等級変更 障害名追加	313	307	3	3
	再認定	411	404	4	3
	計	1,926	1,896	23	7
佐世保管内	新規	507	501	6	
	等級変更 障害名追加	134	130	2	2
	再認定	137	135	2	
	計	778	766	10	2
県計	新規	1,709	1,686	22	1
	等級変更 障害名追加	447	437	5	5
	再認定	548	539	6	3
	計	2,704	2,662	33	9

長崎市、佐世保市は中核市のため、独自に身体障害者手帳の認定・交付を行っている。

〔申請区分〕



〔処理内訳〕



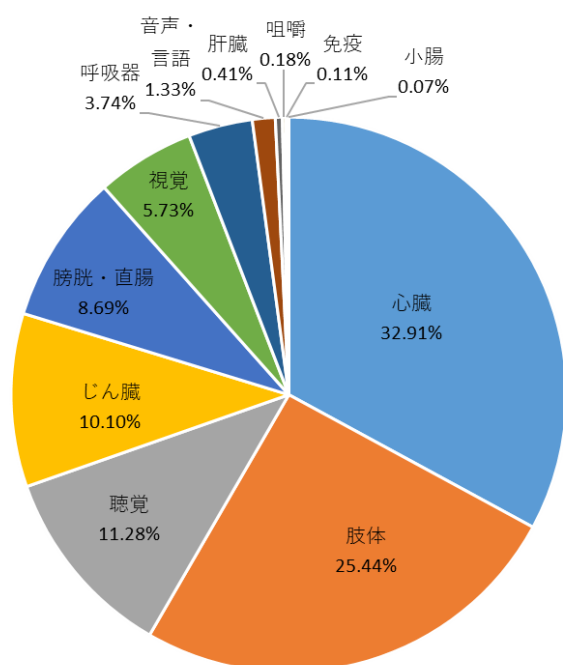
県計年度推移

	処理件数	処理内訳		
		認定	却下	取下げ等
R2年度	2,883	2,836	39	8
R1年度	3,269	3,215	38	16
H30年度	3,160	3,118	32	10

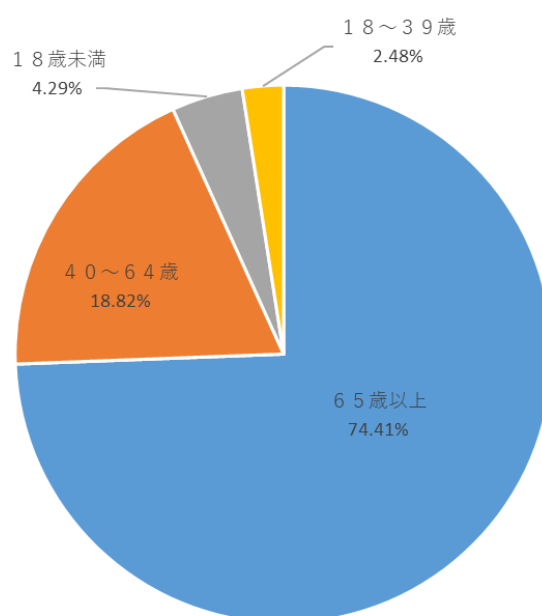
(2) 障害別・年齢別処理件数

		総計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
長崎管内計		1,926	92	42	374	1,418
佐世保管内計		778	24	25	135	594
県計		2,704	116	67	509	2,012
障害の内訳 (県計)	視覚	155	2	6	31	116
	聴覚	305	18	3	24	260
	平衡					
	音声・言語	36	1	1	11	23
	咀嚼	5			2	3
	肢体	688	67	27	220	374
	心臓	890	15	5	95	775
	じん臓	273		13	59	201
	呼吸器	101	3	6	12	80
	膀胱・直腸	235	8	4	47	176
	小腸	2	2			
	免疫	3		2	1	
	肝臓	11			7	4

[障害内訳]



[年齢内訳]



障害別にみると、肢体不自由と心臓機能障害で全体の約6割を占めている。
年齢別では、65歳以上が7割、40歳以上では全体の9割を超えている。

障害別・年齢処理別件数（長崎管内）の内訳

		総計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
障害の内訳 (長崎)	視覚	123	1	5	25	92
	聴覚	185	15	3	11	156
	平衡					
	音声・言語	25	1		8	16
	咀嚼	5			2	3
	肢体	493	51	18	160	264
	心臓	628	15	2	66	545
	じん臓	211		7	50	154
	呼吸器	76	2	4	8	62
	膀胱・直腸	167	6	2	37	122
	小腸	1	1			
	免疫	1		1		
	肝臓	11			7	4
長崎管内計		1,926	92	42	374	1,418

障害別・年齢処理別件数（佐世保管内）の内訳

		総計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
障害の内訳 (佐世保)	視覚	32	1	1	6	24
	聴覚	120	3		13	104
	平衡					
	音声・言語	11		1	3	7
	咀嚼					
	肢体	195	16	9	60	110
	心臓	262		3	29	230
	じん臓	62		6	9	47
	呼吸器	25	1	2	4	18
	膀胱・直腸	68	2	2	10	54
	小腸	1	1			
	免疫	2		1	1	
	肝臓					
佐世保管内計		778	24	25	135	594

(3) 障害別処理件数の推移(県計)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
視 覚	198	149	147	210	214	167	155
聴 覚	456	343	296	342	342	301	305
平 衡	4	2		1	1	2	
音声・言語	61	54	47	40	33	39	36
咀 嚼	8	9	7	16	8	9	5
肢 体	1,356	999	921	960	950	743	688
心 臓	1,305	841	783	914	1054	951	890
じん臓	393	263	279	302	295	320	273
呼 吸 器	123	108	127	109	94	88	101
膀胱・直腸	329	223	200	246	242	241	235
小 腸	3	3	3	2	2	4	2
免 疫	4	1	2	3	3	2	3
肝 臓	20	30	28	15	31	16	11
合 計	4,260	3,025	2,840	3,160	3,269	2,883	2,704

(4) 手帳諸届処理件数

	総計	県外移動		県内移動	再交付	手帳返還	記載事項変更	記載事項変更内訳(変更内容)				
		転入	転出					氏名	住所	保護者	本籍地	その他
長崎管内計	2,820	122	126	76	273	1,689	534	10	508	6	10	
佐世保管内計	1,071	34	51	27	103	694	162	6	156			
県 計	3,891	156	177	103	376	2,383	696	16	664	6	10	
長崎管内	島原市	234	3	3	8	17	146	57	2	53	2	
	諫早市	588	26	18	18	58	358	110	3	103	2	2
	大村市	547	29	22	21	54	314	107	3	98	2	4
	五島市	276	9	14	3	30	153	67	1	65		1
	西海市	187	3	16	2	18	128	20		20		
	雲仙市	219	5	2	6	22	143	41	1	39		1
	南島原市	280	3	5	7	27	178	60		60		
	長与町	170	16	16	9	14	101	14		13		1
	時津町	160	22	22	1	18	77	20		19		1
新上五島町	159	6	8	1	15	91	38		38			
佐世保管内	平戸市	223	5	7	3	24	156	28		28		
	松浦市	145	4	7	1	13	93	27	1	26		
	対馬市	218	4	19	1	19	126	49	2	47		
	壱岐市	178	2	6	3	18	128	21	3	18		
	東彼杵町	57	1	1	5	2	42	6		6		
	川棚町	88	2	2	8	10	54	12		12		
	波佐見町	66	7	4	4	3	44	4		4		
	小値賀町	19	1	3		3	5	7		7		
	佐々町	77	8	2	2	11	46	8		8		

3 巡回相談

令和3年度	来談者			相談内容					判定・指導内容									
	手帳あり	手帳なし		手帳	医療	補装具	その他	計	処方意見書作成	処方判定	適合判定	調整修理	助言指示	補装具検討	事前調査	判定に係る	その他	計
		難病	その他															
長崎管内	79			79			87		87						10	77		87
佐世保管内	24			24			24		24							24		24
県計	103	0	0	103	0	0	111	0	111	0	0	0	0	0	10	101	0	111

4 地域リハビリテーション推進事業等会議関係

名称	開催期日	場所	内容
市町障害者福祉担当職員研修会	R3.5.28 (金)	Web 会議	・長崎県内全21市町を対象に開催 ・障害者関係の各法律、制度の説明
第1回 長崎県地域リハビリテーション	R3.8.18 (水)	感染症対策によりWeb 参加	・地域リハ支援体制の状況報告及び年度計画策定 ・地域密着型リハビリテーション支援体制について
長崎県地域リハビリテーション推進部会 補装具適正化ワーキンググループ研修会	R3.10.27 (水)	Web 会議	・障害児に係る補装具の種類や種目 ・座位保持装置の構造やよく使用される付属・完成用部品について ・各補装具の必要性について ・複数支給の考え方 ・座位保持装置と座位保持機能付き車椅子の考え方
長崎県地域リハビリテーション推進部会 ワーキンググループ 特別支援学校卒業後対策部会	R3.12	感染症対策により書面開催	・障害福祉施設からの一般就労の状況について ・卒業後の進路に向けて取り組みを行う際の課題・問題点について協議や情報交換
第2回 長崎県地域リハビリテーション	R4.2.24 (木)	感染症対策によりWeb 参加	・令和3年度活動報告等 ・介護予防人材養成講座・現地支援について

5 パーキング・パーミット交付実績

令和3年度	総数	有効期間1年以上								有効期間1年未満		
		身体障害者				知的障害	高齢者	難病	計	妊産婦	ケガ	計
		視覚	聴覚	内部障害	肢 体							
長崎	26	2		2	4	2	3	2	15	11		11
佐世保	9			3	2	1			6	2	1	3
県計	35	2		5	6	3	3	2	21	13	1	14

年度推移

R2年度	32	1		4	8		4	2	19	11	2	13
R1年度	46	1		3	16	2	3	1	26	17	3	20
H30年度	61	6		9	9	8	11	2	45	15	1	16
H29年度	70	2		15	13	5	12	2	49	20	1	21

有効期間1年以上は肢体不自由、有効期間1年未満は妊産婦による申請が多い。

6 ヘルプマーク交付実績

令和3年度	身体					重症心身	知的	発達	精神	高次脳	てんかん	難病	妊娠	認知症	高齢者	その他	計
	視覚	聴覚等	盲ろう	肢体	内部												
長崎	1	1					5	1				1					9
佐世保									1				1				2
県計	1	1					5	1	1			1	1				11

R2年度		1		1			4	1	1			1	1				10
R1年度				1			9	7	6	1		1				1	26
H30年度	4	3		6			4	7		1		1				1	27

H30年度より導入。在庫が無くなり次第配布終了となる予定。

() 身体障害者手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 障害別

2 等級別

(令和4年3月31日現在)

(令和4年3月31日現在)

市町村	視覚	聴・平	音声	肢体	内部	計
長崎市	1,616	2,924	266	9,789	7,872	22,467
佐世保市	895	1,197	145	6,026	4,417	12,680
島原市	168	181	34	1,054	808	2,245
諫早市	439	553	65	2,801	2,054	5,912
大村市	244	432	42	1,835	1,465	4,018
平戸市	168	211	25	1,002	698	2,104
松浦市	89	158	11	705	441	1,404
対馬市	128	413	12	1,007	663	2,223
壱岐市	85	140	16	741	484	1,466
五島市	202	212	21	977	678	2,090
西海市	127	175	19	813	554	1,688
雲仙市	181	190	20	1,271	722	2,384
南島原市	180	221	30	1,211	822	2,464
市計	4,522	7,007	706	29,232	21,678	63,145
長与町	95	186	23	673	617	1,594
時津町	106	108	17	559	405	1,195
西彼計	201	294	40	1,232	1,022	2,789
東彼杵町	43	31	10	263	140	487
川棚町	49	73	13	350	244	729
波佐見町	57	80	5	403	240	785
東彼計	149	184	28	1,016	624	2,001
小値賀町	15	21	2	84	37	159
佐々町	37	53	5	251	220	566
北松計	52	74	7	335	257	725
新上五島町	83	102	8	565	364	1,122
南松計	83	102	8	565	364	1,122
町計	485	654	83	3,148	2,267	6,637
県計	5,007	7,661	789	32,380	23,945	69,782

市町村	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
長崎市	6,369	3,074	4,217	5,495	1,275	2,037	22,467
佐世保市	4,014	1,854	2,084	2,902	926	900	12,680
島原市	724	307	338	535	168	173	2,245
諫早市	1,835	816	1,039	1,408	370	444	5,912
大村市	1,202	535	688	996	273	324	4,018
平戸市	541	319	401	520	140	183	2,104
松浦市	374	211	270	340	87	122	1,404
対馬市	569	283	392	531	151	297	2,223
壱岐市	475	210	226	353	88	114	1,466
五島市	610	323	329	484	159	185	2,090
西海市	488	235	329	417	116	103	1,688
雲仙市	656	392	431	548	173	184	2,384
南島原市	726	357	429	570	185	197	2,464
市計	18,583	8,916	11,173	15,099	4,111	5,263	63,145
長与町	466	197	280	417	101	133	1,594
時津町	356	154	242	289	70	84	1,195
西彼計	822	351	522	706	171	217	2,789
東彼杵町	132	75	89	117	38	36	487
川棚町	198	76	145	198	55	57	729
波佐見町	210	109	133	207	63	63	785
東彼計	540	260	367	522	156	156	2,001
小値賀町	40	15	29	42	14	19	159
佐々町	175	70	111	133	35	42	566
北松計	215	85	140	175	49	61	725
新上五島町	302	170	177	291	88	94	1,122
南松計	302	170	177	291	88	94	1,122
町計	1,879	866	1,206	1,694	464	528	6,637
県計	20,462	9,782	12,379	16,793	4,575	5,791	69,782

3 年齢別・市町別

(令和4年3月31日現在)

市 町 村	6歳未満	6～18未満	18～65未満	65～70未満	70歳以上	計
長崎市	49	239	4,657	2,105	15,417	22,467
佐世保市	43	141	2,925	1,173	8,398	12,680
島原市	11	31	528	225	1,450	2,245
諫早市	22	94	1,491	563	3,742	5,912
大村市	22	86	1,119	402	2,389	4,018
平戸市	0	12	411	186	1,495	2,104
松浦市	1	12	284	127	980	1,404
対馬市	1	15	384	216	1,607	2,223
壱岐市	4	10	283	126	1,043	1,466
五島市	7	7	401	247	1,428	2,090
西海市	3	12	326	150	1,197	1,688
雲仙市	5	24	520	250	1,585	2,384
南島原市	4	26	504	245	1,685	2,464
市部 計	172	709	13,833	6,015	42,416	63,145
長与町	8	22	352	140	1,072	1,594
時津町	8	19	269	126	773	1,195
西彼杵郡 計	16	41	621	266	1,845	2,789
東彼杵町	2	6	109	54	316	487
川棚町	1	5	163	71	489	729
波佐見町	5	5	154	89	532	785
東彼杵郡 計	8	16	426	214	1,337	2,001
小値賀町	0	0	16	14	129	159
佐々町	6	8	103	62	387	566
北松浦郡 計	6	8	119	76	516	725
新上五島町	1	2	232	96	791	1,122
南松浦郡 計	1	2	232	96	791	1,122
郡部計	31	67	1,398	652	4,489	6,637
県 計	203	776	15,231	6,667	46,905	69,782

4 年齢別・障害別

(令和4年3月31日現在)

障害名	等級年齢別	視覚	聴覚 平衡機能	音 声 言 語 そしゃく	肢体不自由					内部障害								合計	
					上肢	下肢	体幹	脳原性		計	心臓	呼吸器	腎臓	膀胱					計
								上肢	移動					直腸	小腸	免疫	肝臓		
1級	6歳未満	2	0	0	31	15	13	0	2	61	30	6	1	1	1	0	1	40	103
	6歳以上18歳未満	18	1	0	113	75	31	4	1	224	57	15	8	1	0	0	7	88	331
	18歳以上65歳未満	399	110	11	1,013	665	288	47	19	2,032	1,001	50	1,357	5	5	18	87	2,523	5,075
	65歳以上70歳未満	206	51	2	317	201	59	6	3	586	437	18	648	3	0	3	46	1,155	2,000
	70歳以上	1,313	206	14	1,663	648	238	0	1	2,550	6,406	109	2,291	5	2	4	53	8,870	12,953
	うち75歳以上	1,016	134	10	1,119	425	158	0	0	1,702	5,256	81	1,407	1	2	0	11	6,758	9,620
計	1,938	368	27	3,137	1,604	629	57	26	5,453	7,931	198	4,305	15	8	25	194	12,676	20,462	
2級	6歳未満	0	12	0	3	4	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	6歳以上18歳未満	1	50	2	28	43	17	1	0	89	0	0	0	3	1	0	0	4	146
	18歳以上65歳未満	321	421	15	931	641	334	20	5	1,931	17	2	6	5	2	39	18	89	2,777
	65歳以上70歳未満	163	98	5	414	185	112	2	0	713	7	1	3	2	0	5	2	20	999
	70歳以上	1,103	766	28	2,126	974	616	3	2	3,721	164	18	16	10	1	3	10	222	5,840
	うち75歳以上	881	603	18	1,410	734	449	26	1	2,620	140	11	11	7	1	0	2	172	4,294
計	1,588	1,347	50	3,502	1,847	1,080	26	7	6,462	188	21	25	20	4	47	30	335	9,782	
3級	6歳未満	1	12	1	0	4	1	0	0	5	13	2	0	2	0	0	0	17	36
	6歳以上18歳未満	4	11	1	18	17	22	0	1	58	32	4	0	13	0	0	0	49	123
	18歳以上65歳未満	62	133	66	591	438	228	18	3	1,278	543	62	63	54	6	27	5	760	2,299
	65歳以上70歳未満	35	40	59	167	256	85	0	0	508	309	47	31	16	1	1	3	408	1,050
	70歳以上	237	720	269	848	2,642	700	1	0	4,191	2,865	347	174	61	0	1	6	3,454	8,871
	うち75歳以上	187	625	150	563	2,107	556	1	0	3,227	2,192	260	131	38	0	0	2	2,623	6,812
計	339	916	396	1,624	3,357	1,036	19	4	6,040	3,762	462	268	146	7	29	14	4,688	12,379	
4級	6歳未満	0	9	2	4	1	0	0	0	5	3	1	0	7	0	0	0	11	27
	6歳以上18歳未満	4	12	3	8	25	0	0	1	34	14	2	0	9	2	0	0	27	80
	18歳以上65歳未満	62	156	162	311	1,051	13	3	6	1,384	680	34	11	387	11	20	8	1,151	2,915
	65歳以上70歳未満	17	62	42	117	709	2	0	1	829	374	17	1	273	1	1	2	669	1,619
	70歳以上	207	1,549	107	615	5,257	29	0	0	5,901	2,437	239	8	1,692	5	2	5	4,388	12,152
	うち75歳以上	166	1,380	53	438	4,114	22	0	0	4,574	1,795	180	7	1,237	4	1	3	3,227	9,400
計	290	1,788	316	1,055	7,043	44	3	8	8,153	3,457	292	22	2,301	17	23	12	6,246	16,793	
5級	6歳未満	0	0	/	1	2	1	0	0	4	/	/	/	/	/	/	/	/	4
	6歳以上18歳未満	3	1	/	8	10	10	0	0	28	/	/	/	/	/	/	/	/	32
	18歳以上65歳未満	126	11	/	259	621	191	7	2	1,080	/	/	/	/	/	/	/	/	1,217
	65歳以上70歳未満	56	5	/	91	319	82	0	0	492	/	/	/	/	/	/	/	/	553
	70歳以上	348	32	/	443	1,373	571	1	1	2,389	/	/	/	/	/	/	/	/	2,769
	うち75歳以上	285	25	/	309	942	348	1	1	1,601	/	/	/	/	/	/	/	/	1,911
計	533	49	/	802	2,325	855	8	3	3,993	/	/	/	/	/	/	/	/	4,575	
6級	6歳未満	0	13	/	0	0	/	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	13
	6歳以上18歳未満	0	37	/	5	22	/	0	0	27	/	/	/	/	/	/	/	/	64
	18歳以上65歳未満	56	266	/	228	390	/	4	4	626	/	/	/	/	/	/	/	/	948
	65歳以上70歳未満	31	148	/	102	164	/	1	0	267	/	/	/	/	/	/	/	/	446
	70歳以上	232	2,729	/	391	968	/	0	0	1,359	/	/	/	/	/	/	/	/	4,320
	うち75歳以上	190	2,379	/	265	678	/	0	0	943	/	/	/	/	/	/	/	/	3,512
計	319	3,193	/	726	1,544	/	5	4	2,279	/	/	/	/	/	/	/	/	5,791	
合計	6歳未満	3	46	3	39	26	16	0	2	83	46	9	1	10	1	0	1	68	203
	6歳以上18歳未満	30	112	6	180	192	80	5	3	460	103	21	8	26	3	0	7	168	776
	18歳以上65歳未満	1,026	1,097	254	3,333	3,806	1,054	99	39	8,331	2,241	148	1,437	451	24	104	118	4,523	15,231
	65歳以上70歳未満	508	404	108	1,208	1,834	340	9	4	3,395	1,127	83	683	294	2	10	53	2,252	6,667
	70歳以上	3,440	6,002	418	6,086	11,862	2,154	5	4	20,111	11,872	713	2,489	1,768	8	10	74	16,934	46,905
	うち75歳以上	2,725	5,146	231	4,104	9,000	1,533	28	2	14,667	9,383	532	1,556	1,283	7	1	18	12,780	35,549
計	5,007	7,661	789	10,846	17,720	3,644	118	52	32,380	15,389	974	4,618	2,549	38	124	253	23,945	69,782	

V 知的障害者支援

[知的障害者更生相談所]

[障害者権利擁護センター]

(I) 知的障害者更生相談所

1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関することを行う。

2 業務内容

(1) 来所相談

① 専門的相談指導

18歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

② 判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

(2) 巡回相談

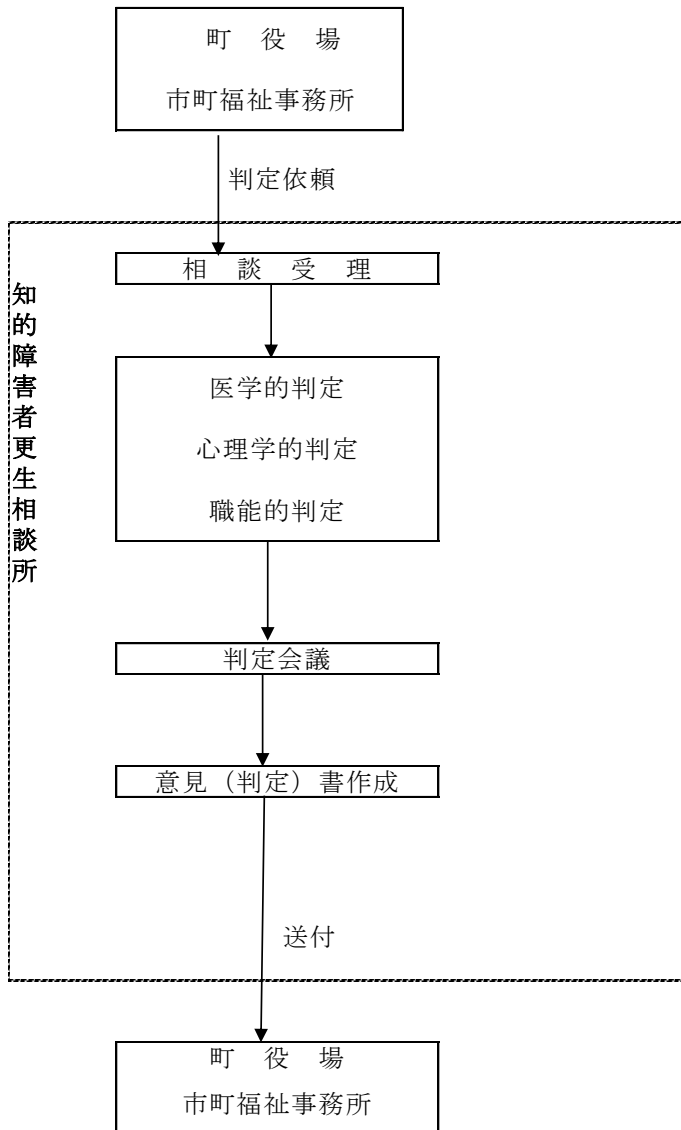
身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

(3) 関係機関との連絡調整

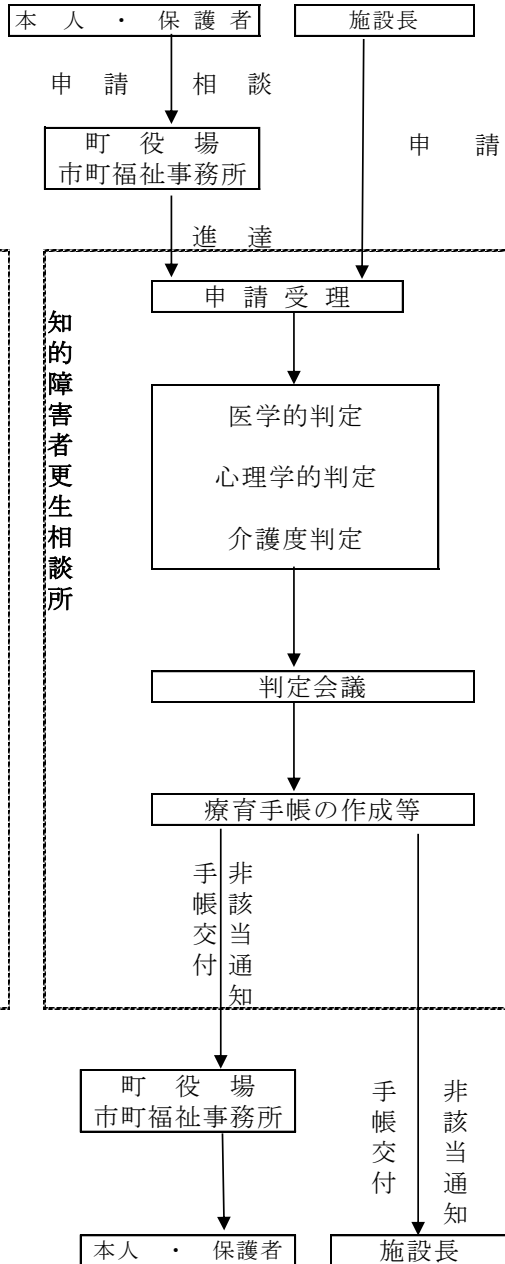
- ① 障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。
- ② 必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

3 相談判定業務と療育手帳交付事務

①判定業務



②療育手帳制度に係る判定及び交付業務



* 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。
 (長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から)
 (佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から)

(Ⅱ) 業務実績

1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
長崎	来所	2,624			34		545	17	861	1,167	2,624
	巡回	9							9		9
	計	2,633			34		545	17	870	1,167	2,633
佐世保	来所	1,107			17		191		479	606	1,293
	巡回	24							24		24
	計	1,131			17		191		503	606	1,317
計	来所	3,731			51		736	17	1,340	1,773	3,917
	巡回	33							33		33
	計	3,764			51		736	17	1,373	1,773	3,950

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約80%を占めている。

次いで、「生活」（IQ証明書の発行など）が前年度より若干増え、約19%を占めている。

長崎センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から療育手帳の再判定を一時中止とした経過等の影響もあり、療育手帳の相談数が前年度比280件減少している。

2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長崎	来所	47	421		19	487		425	402	827
	巡回		9			9		9		9
	計	47	430		19	496		434	402	836
佐世保	来所	28	239		10	277		238	217	455
	巡回		24			24		24		24
	計	28	263		10	301		262	217	479
計	来所	75	660		29	764		663	619	1,282
	巡回		33			33		33		33
	計	75	693		29	797		696	619	1,315

判定内容は心理判定が693件で、全体の約87%を占めており前年度とほぼ同様である。

判定書等交付件数については、その他（IQ証明書の発行など）が、前年度比約5%減となっている。

3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長崎市			7		106		185	390	688
佐世保市			11		99		248	344	702
島原市			5		13		22	50	90
諫早市			8		26		74	139	247
大村市			4		30		55	129	218
平戸市					21		48	47	116
松浦市			1		7		15	49	72
対馬市			2		6		28	39	75
壱岐市			1		26		53	43	123
五島市			5		4		26	56	91
西海市			1		10		17	31	59
雲仙市			1		14		28	49	92
南島原市			2		17		22	68	109
西彼			1		16		35	65	117
東彼・北松			2		29		93	79	203
小値賀町					1		4	11	16
上五島					4		15	48	67
管外					2		27	6	35
その他					305	17	378	130	830
計			51		736	17	1,373	1,773	3,950

福祉事務所別では、全体の総数は前年度比約11%減。長崎市が約18%減となっている一方で、壱岐市は約35%増、東彼・北松地区は約13%増加している。

4 判定書等文書対応件数（再掲）

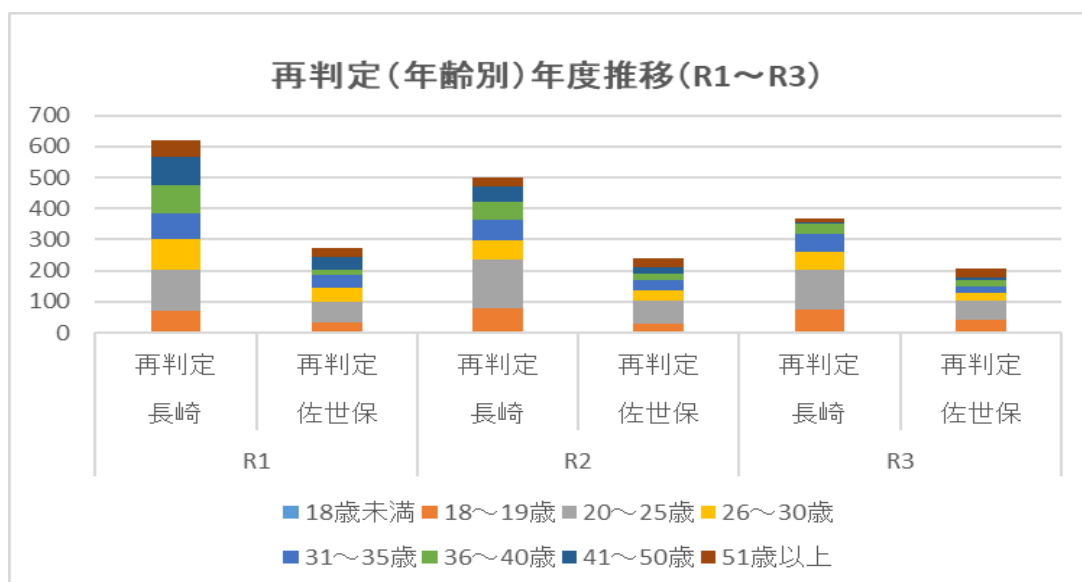
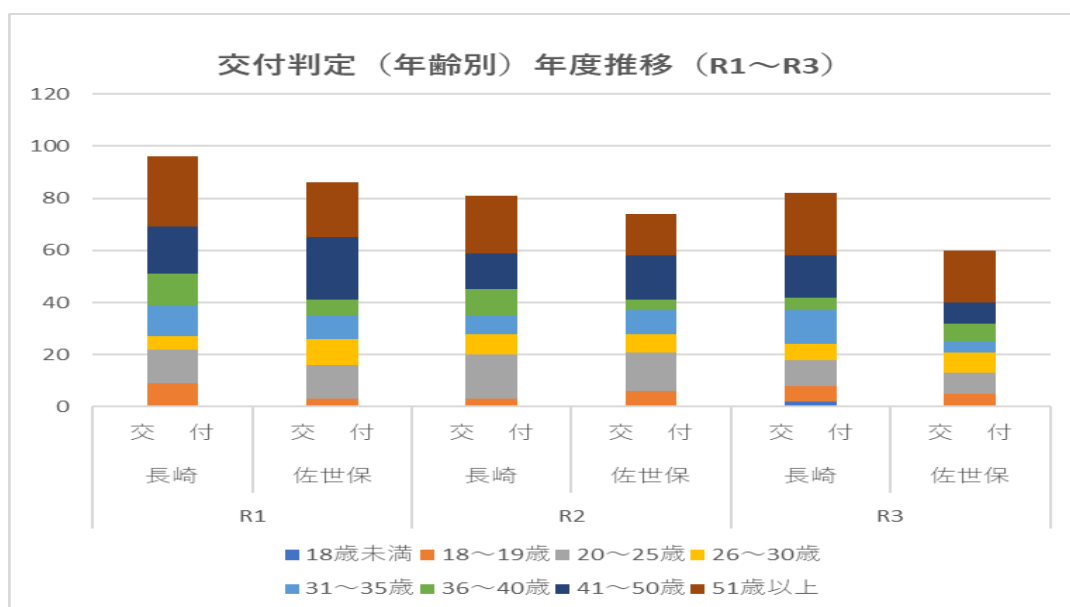
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの情 報提供依頼及 び情報提供	計
長崎	669	108	34	70	240	239	9	34	1,403
佐世保	373	56	17	14	122	123	4	13	722
計	1,042	164	51	84	362	362	13	47	2,125

3 福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

5 年齢別判定件数

年 齢		18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計	
長 崎	療育手帳	交 付	2	6	10	6	13	5	16	24	82
		再判定	4	69	128	60	59	31	6	10	367
	その他										
	計		6	75	138	66	72	36	22	34	449
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	5	8	8	4	7	8	20	60
		再判定	0	40	65	25	19	21	10	25	205
	その他										
	計		0	45	73	33	23	28	18	45	265

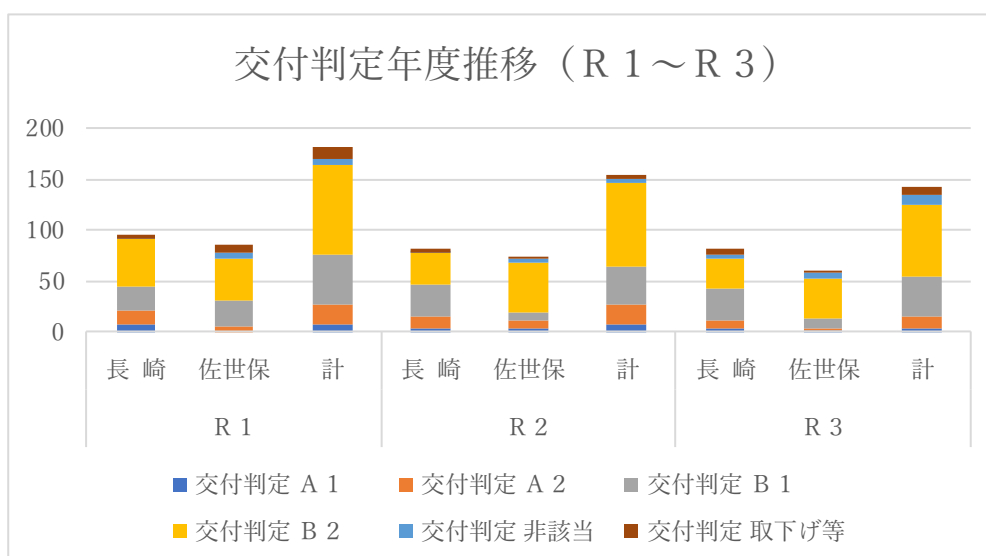
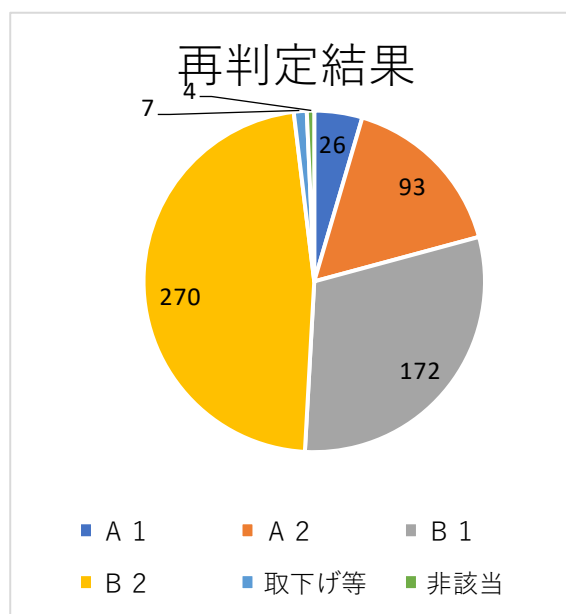
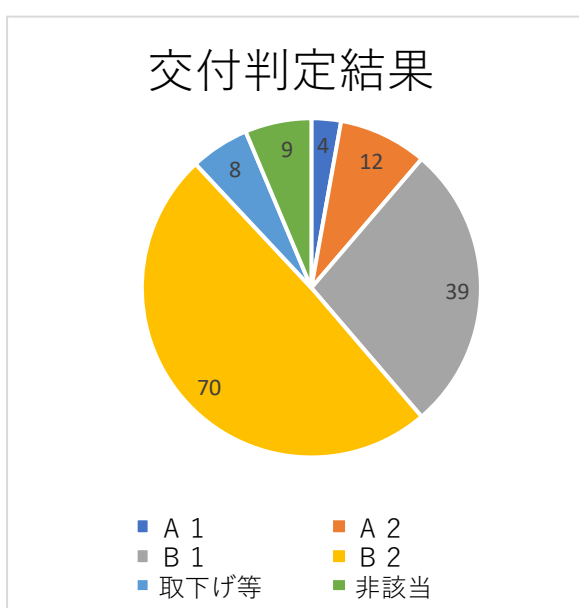
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

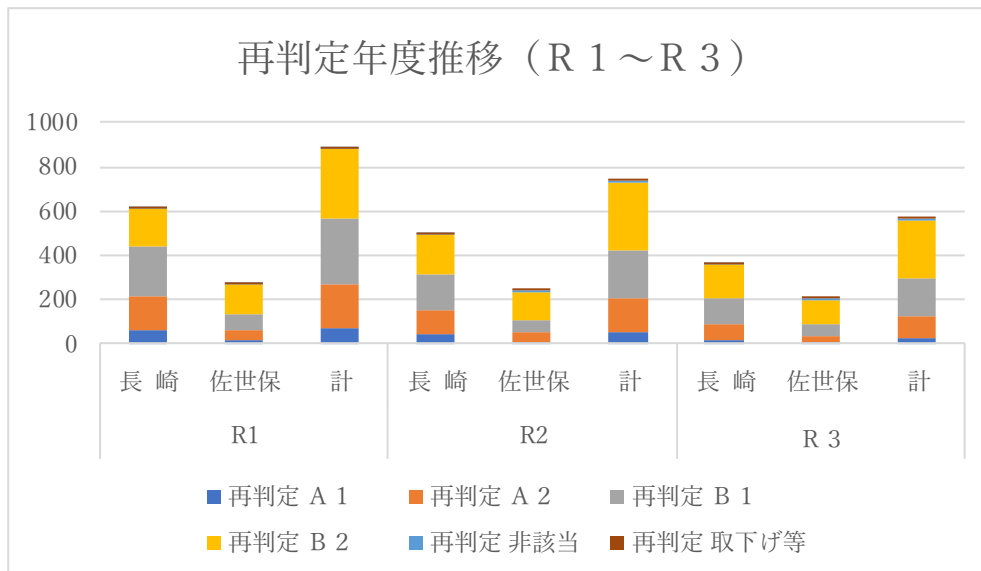


6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長 崎	3	9	30	31	2	7	82	19	66	121	155	1	5	367	449
佐世保	1	3	9	39	7	1	60	7	27	51	115	3	2	205	265
計	4	12	39	70	9	8	142	26	93	172	270	4	7	572	714

- 注 1) 障害の程度表示：A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）。
 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。
 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。
 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。





(Ⅲ)療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 年齢・障害程度別 全県計

(令和4年3月31日現在)

年齢別	療育手帳所持者数							
	障害別	A	A1	A2	B	B1	B2	計
6歳未満		0	39	62	0	44	36	181
6歳以上～15歳未満		0	331	247	0	335	629	1,542
15歳以上～18歳未満		0	121	89	0	148	442	800
小計		0	491	398	0	527	1,107	2,523
18歳以上～30歳未満		0	715	402	0	711	1,657	3,485
30歳以上～40歳未満		0	594	400	0	563	684	2,241
40歳以上～50歳未満		1	634	434	0	664	570	2,303
50歳以上～60歳未満		3	565	427	3	648	519	2,165
60歳以上～65歳未満		2	267	237	3	319	235	1,063
65歳以上～70歳未満		3	193	226	0	323	188	933
70歳以上		6	270	396	1	535	229	1,437
うち75歳以上		4	131	192	1	248	90	666
小計		15	3,238	2,522	7	3,763	4,082	13,627
合計		15	3,729	2,920	7	4,290	5,189	16,150
		A		B		計		
18歳未満		889		1,634		2,523		
18歳以上		5,775		7,852		13,627		
計		6,664		9,486		16,150		

2 市町別・程度別

(令和4年3月31日現在)

市町村名	A	A1	A2	B	B1	B2	計
☆長崎市	0	1,168	848	0	1,245	1,240	4,501
☆佐世保市	2	603	423	0	676	1,158	2,862
☆島原市	2	150	103	2	149	131	537
☆諫早市	1	394	303	3	411	464	1,576
☆大村市	3	288	202	1	315	413	1,222
☆平戸市	0	80	86	0	125	154	445
☆松浦市	0	46	64	0	94	133	337
☆対馬市	3	73	61	0	93	154	384
☆壱岐市	0	84	58	0	78	164	384
☆五島市	2	136	118	0	173	161	590
☆西海市	0	84	75	0	134	134	427
☆雲仙市	0	148	134	0	189	177	648
☆南島原市	0	133	130	0	175	143	581
市部計	13	3,387	2,605	6	3,857	4,626	14,494
☆西彼杵郡	2	152	126	1	163	166	610
長与町	2	91	76	1	89	91	350
時津町	0	61	50	0	74	75	260
☆東彼杵郡	0	92	76	0	121	244	533
東彼杵町	0	20	19	0	37	59	135
川棚町	0	37	25	0	37	104	203
波佐見町	0	35	32	0	47	81	195
☆北松浦郡	0	25	39	0	44	61	169
小値賀町	0	7	12	0	12	15	46
佐々町	0	18	27	0	32	46	123
☆南松浦郡	0	73	74	0	105	92	344
新上五島町	0	73	74	0	105	92	344
郡部計	2	342	315	1	433	563	1,656
合計	15	3,729	2,920	7	4,290	5,189	16,150

3 市町別・年齢別

(令和4年3月31日現在)

市町村名	～6	6～15	15～18	小計	18～30	30～40	40～50	50～60	60～65	65～70	70～	小計	合計
☆長崎市	50	457	216	723	942	642	649	609	291	244	401	3,778	4,501
☆佐世保市	33	233	137	403	614	417	449	404	165	178	232	2,459	2,862
☆島原市	2	40	28	70	127	72	81	66	40	26	55	467	537
☆諫早市	18	181	89	288	336	247	221	177	96	77	134	1,288	1,576
☆大村市	28	161	88	277	327	181	150	118	56	47	66	945	1,222
☆平戸市	3	39	16	58	74	57	71	87	29	29	40	387	445
☆松浦市	1	26	16	43	65	34	48	49	25	31	42	294	337
☆対馬市	5	39	20	64	79	41	55	65	28	21	31	320	384
☆壱岐市	5	35	16	56	107	53	40	43	25	26	34	328	384
☆五島市	5	28	25	58	106	63	82	111	68	32	70	532	590
☆西海市	3	36	19	58	83	54	74	48	32	29	49	369	427
☆雲仙市	2	45	27	74	126	80	93	88	58	57	72	574	648
☆南島原市	4	41	31	76	133	66	51	83	47	49	76	505	581
市部計	159	1,361	728	2,248	3,119	2,007	2,064	1,948	960	846	1,302	12,246	14,494
☆西彼杵郡	14	88	28	130	162	86	78	49	23	25	57	480	610
長与町	8	39	16	63	102	53	38	33	12	12	37	287	350
時津町	6	49	12	67	60	33	40	16	11	13	20	193	260
☆東彼杵郡	6	56	32	94	115	80	84	78	33	27	22	439	533
東彼杵町	2	11	8	21	31	17	21	26	9	7	3	114	135
川棚町	0	26	11	37	49	31	30	28	12	9	7	166	203
波佐見町	4	19	13	36	35	32	33	24	12	11	12	159	195
☆北松浦郡	2	16	6	24	36	22	23	17	9	13	25	145	169
小値賀町	0	4	1	5	5	10	3	7	3	5	8	41	46
佐々町	2	12	5	19	31	12	20	10	6	8	17	104	123
☆南松浦郡	0	21	6	27	53	46	54	73	38	22	31	317	344
新上五島町	0	21	6	27	53	46	54	73	38	22	31	317	344
郡部計	22	181	72	275	366	234	239	217	103	87	135	1,381	1,656
合計	181	1,542	800	2,523	3,485	2,241	2,303	2,165	1,063	933	1,437	13,627	16,150

(IV) 障害者権利擁護センター

1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

2 業務内容

(1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 3 年度は「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」と合同開催とし、17 機関 24 名の参加があった（12 月 3 日に実施）。

(2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 3 年度は 12 月 3 日にオンラインによる研修会を行い、市町職員を含む 169 名の受講があった。

(3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

3 対応状況等

障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理件数

※市町からの問い合わせ・相談を含む

(1) 虐待種別別 ※対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 1	身体			1	1	2	15
	知的	3	1	5		9	
	精神	1		1	1	3	
	その他・不明	1				1	
R 2	身体	1				1	15
	知的	1	2	3	1	7	
	精神		1	2		3	
	その他・不明	1	2		1	4	
R 3	身体	2		2		4	23
	知的		3	3	1	7	
	精神	1		9		10	
	その他・不明	2				2	

(2) 虐待内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別（重複あり）							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・ 放置	経済的	その他・ 不明	計	
R 1	身体				1		1	2	17
	知的			5	2		2	9	
	精神			1		2	1	4	
	その他・不明	1		1				2	
R 2	身体				1			1	18
	知的	2		2	2	1	1	8	
	精神			5				5	
	その他・不明	1					3	4	
R 3	身体	1		3				4	27
	知的	1	1	5		2		9	
	精神	1		9		1		11	
	その他・不明	2				1		3	

※使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

4 研修会等

- ① 9月4日、9月8日、 厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
9月13日、9月17日 オンライン研修受講（当所より1名受講）
※9月17日はオンラインによるグループワーク受講
- ② 12月3日 県障害者虐待防止・権利擁護研修会（当所主催）
オンライン研修として開催。
※市町障害者虐待防止センター等連携会議と合同開催とした。

精神障害者支援

こころの健康保持増進

[精神保健福祉センター]

[ひきこもり地域支援センター]

[高次脳機能障害支援センター]

() 精神保健福祉センター(精神保健福祉課)

1 設置の目的

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条(精神保健福祉法)に基づき設置され、知識の普及、調査研究および精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導を行うとともに、保健所およびその他の精神保健福祉関係諸機関に対する技術指導・援助、そして精神保健福祉手帳および自立支援医療費(精神通院医療)に関する専門的判定・交付、精神医療審査会の事務を行う、精神保健および精神障害者の福祉に関する総合的技術センターである。

2 業務内容

(1) 企画立案

県および関係機関への提案・意見具申

(2) 技術指導・技術援助

保健所等に対する技術指導・技術援助

(3) 精神保健福祉手帳の判定・交付など

精神保健福祉手帳の申請に対する判定および自立支援医療費に関する支給決定・交付

(4) 教育研修

地域精神保健医療福祉研修の開催

(5) 広報普及

県民に対し精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発活動(パンフレットの配布、教材の貸し出し等)

(6) 調査研究

「保健所における地域精神保健活動」等調査研究の実施

(7) 組織育成

セルフヘルプグループの育成・支援

(8) 精神保健福祉相談

来所相談、電話相談、外来診療の実施

(9) 精神医療審査会事務

精神科病院への入院の適否および入院患者の処遇改善・退院請求に関する、精神医療審査会の開催とその事務

(10) その他

心の健康づくり推進事業(こころの悩み相談電話)

学校危機へのこころの緊急支援事業(基礎研修、フォローアップ研修等)

精神障害者社会参加促進事業(関係者研修会等)

自殺総合対策事業(自殺対策専門委員会等)

薬物関連問題相談事業(相談、関係者研修等)

ギャンブル依存症家族関連事業(相談、家族教室の開催等)

ひきこもり対策推進事業

() 業務実績

1 技術指導・技術援助

保健所等の関係機関が行う地域精神保健福祉活動に対し、専門的な立場から技術指導・援助・協力を行うものである。

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、ひきこもり地域支援センターで計上を行っていたが、今年度からひきこもりに関する相談も精神保健福祉相談に計上。平成 26 年度からの相談件数についてもひきこもりに関する相談件数を加算している。

表 1) 関係機関に対する技術援助回数

	業務 検討会	会 議	研 修 等	講 義	業務 相 談	連 絡 調 整	事例 検 討 会 ₁	ケ- ス 相 談 ₂	情 報 提 供	そ の 他	合 計
保 健 所	0	6	8	7	13	0	4	4	6	2	50
市 町	0	1	1	1	0	0	0	1	1	2	7
福祉機関 ₃	0	3	0	0	0	0	0	1	0	5	9
教育機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	12	0	0	1	1	0	1	3	23	41
県(行政) ₄	0	4	1	1	59	1	0	0	7	3	76
そ の 他 ₅	0	6	5	9	3	0	0	9	12	21	65
計	0	32	15	18	76	2	4	16	29	56	248

1 事例検討会：事例への対応について助言者がスーパービジョンするもの

2 ケース相談：事例検討会以外の形態の事例相談・検討

3 福祉機関：福祉事務所、障害者総合支援法関係施設、社会福祉施設 等

4 県(行政)：保健所、福祉事務所を除く県の機関

5 その他：警察関係・司法関係、報道関係、地域活動所、他県機関等

経年的にみた関係機関別の技術援助回数は、表 2 のとおりである。

表 2) 経年的にみた関係機関別技術援助回数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保 健 所	73	71	46	112	130	50
市 町	48	20	30	20	23	7
福祉機関	11	6	5	12	12	9
教育機関	0	0	0	0	0	0
医療機関	20	5	11	15	7	41
県(行政)	11	11	3	84	112	76
そ の 他	38	21	5	38	38	65
計	201	134	100	281	322	248

(1) 保健所

保健所に対する技術援助の実施回数

	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	杵岐	対馬	長崎市	佐世保市	不明	合計
会 議	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5
研 修 会 等	1	1	0	3	0	0	1	0	0	2	0	9
業 務 相 談	0	4	1	4	0	0	0	3	1	0	0	13
連 絡 調 整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケ ー ス 相 談	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
情 報 提 供	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
そ の 他	1	3	7	0	0	0	0	0	0	2	1	13
合 計	4	15	8	7	1	2	2	3	2	5	1	50

< 保健所支援事業 >

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所に対して専門性の高い相談、広域的な対応が必要な事業への技術的支援を行った。

保健所名	回数	内 容
西彼保健所	1回	・自殺対策研修会
県央保健所	2回	・管内の警察署との連絡会において、精神科医師による精神症状への緊急対応等に関する講義及び会議での助言 ・社会参加促進事業の中で、ピアの活用推進に関する講話及び助言
県南保健所	3回	・精神科救急医療研修 講話及び助言者（症例検討） ・若年者対策～教職員等を対象とした『SOSの受け止め方』研修会 リストカット・希死念慮のあるこどもへの対応方法に関する講話 ・ひきこもり家族のつどいの運営への助言
県北保健所	3回	・高次脳機能障害者支援にかかる関係者会議 ・依存症対策関係者研修会 「依存症の疾患の理解」について等に関する研修 ・県北地域ひきこもり関係者研修会
上五島保健所	1回	・精神保健福祉協議会への参加
杵岐保健所	1回	・依存症支援関係者研修会：アルコール依存症の理解について
対馬保健所	1回	・ひきこもりの家族会又は対馬地域リハビリテーション広域支援センター会議内でのひきこもり支援者に対する研修
佐世保市保健所	2回	・ひきこもりにかかる関係機関向けの事例検討でのオブザーバー ・高次脳機能障害にかかる関係職員向け研修会講師
計	14回	

(2) 実習・見学受け入れ、講師派遣

技術援助として実習・見学の受け入れや講演会・研修会の講師派遣を実施している。
内訳は以下のとおりである。

実習・見学

・なし

講演会・研修会の講師等派遣

実施日	名称および演題	主催	参加人数	従事者(職種)
R3.6.6	長崎県ギャンブル等依存症支援者養成研修	長崎大学病院	36	医師
R3.6.18	児童福祉司任用前講習会()	こども家庭課	28	OT
R3.7.15	県央保健所管内警察署連絡会	県央保健所	13	医師
R3.7.20	壱岐保健所依存症支援関係者研修会	壱岐保健所	16	医師
R3.8.6	長崎県の自殺の現状と精神保健相談対応のポイント	ポリテクセンター	13	保健師
R3.8.26	県南保健所 SOS の受けとめ方研修会	県南保健所	16	医師
R3.8.27	精神保健福祉援助実習(講義)	真珠園療養所	9	OT
R3.9.7	ひこもり家族のつどい	県南保健所	4	社福
R3.9.8	県北保健所支援(依存症についての講話)	県北保健所	60	保健師
R3.9.30	令和3年度高次脳機能障害支援にかかわる関係者会議	県北保健所	18	ST
R3.10.7	要保護児童対策調整機関担当者研修	こども家庭課	11	保健師
R3.10.16	対馬地域リハビリテーション広域支援研修会(高次脳機能障害について)	対馬地域リハビリテーション広域支援センター	39	PT
R3.10.29	ひこもり家族懇話会	対馬保健所	21	OT
R3.10.29	精神科救急連携強化に関する研修	県南保健所	1	保健師
R3.11.1	県立大学シーボルト校講義	県立大学シーボルト校	6	社福
R3.11.2	令和3年度精神障害者社会参加促進事業関係者連絡会	県央保健所	39	OT
R3.11.10	佐世保市保健所支援事業(高次脳機能障害について)	佐世保市保健所	44	PT
R3.11.27	精神障害者の特性の理解及び具体的な支援方法について	長崎県精神障がい者福祉協会	57	医師
R3.11.10	精神障害者の特性と支援技法を学ぶ研修会	長崎県相談支援専門員協会	82	医師
R3.12.2	令和3年度西彼保健所自殺対策研修会	西彼保健所	93	医師

R3.12.4	ながさき県政出前講座	長崎市西公民館	25	社福
R3.12.7	人材活躍支援センターとの連絡会	障害福祉課	11	保健師
R3.12.10	ながさき県政出前講座	長与町民生委員会児童部会	18	社福
R3.12.27	令和3年度精神科救急連携強化事業 研修会	県南保健所	8	医師
R4.1.27	生活困窮者自立支援制度人材養成研 修	福祉保健課	40	医師
R4.1.27	生活困窮者自立支援制度人材養成研 修	福祉保健課	40	医師
R4.2.17	岩屋地域包括支援センター地域共生会 議	岩屋地域包括支援セ ンター	14	社福

P S W = 精神保健福祉士 C P = 臨床心理士 O T = 作業療法士

P T = 理学療法士 S T = 言語聴覚士 社福 = 社会福祉士

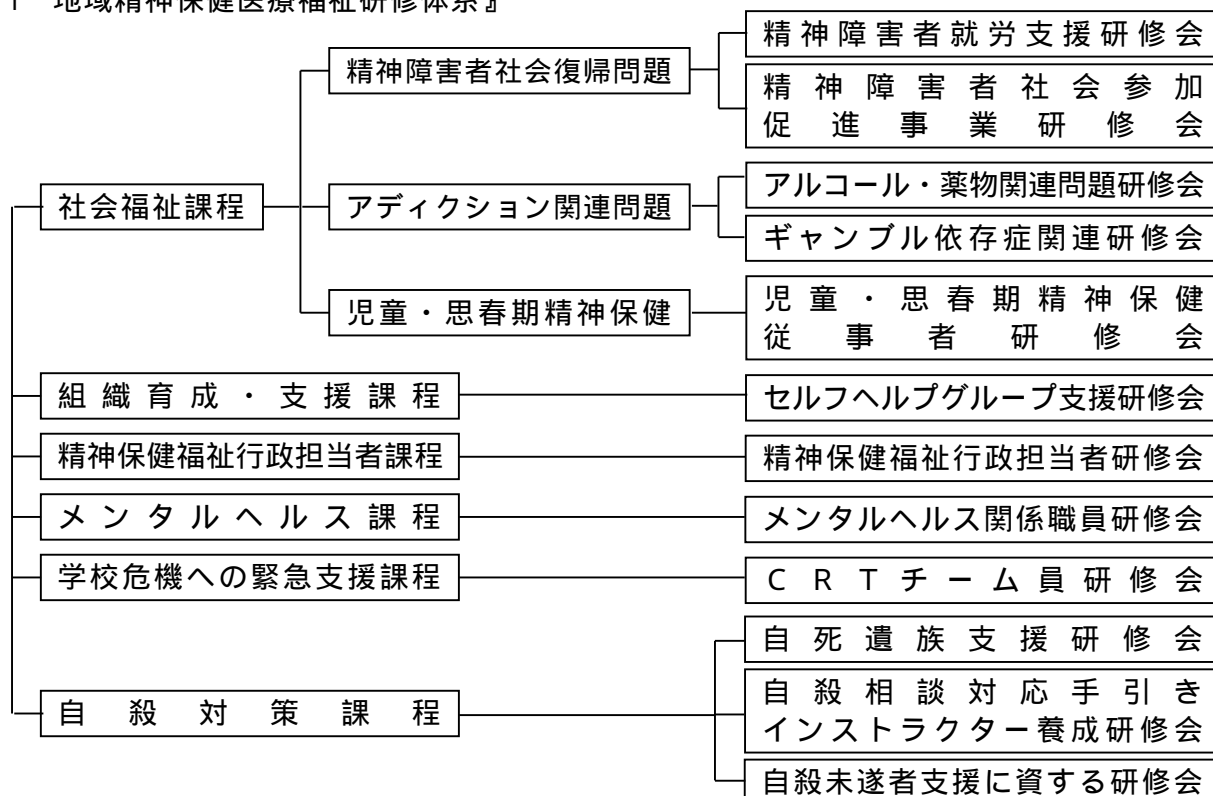
2 教育研修

(1) 研修の概要

平成12年度から研修の充実を図るため、「地域精神保健医療福祉研修会」として、図1のように系統的に再編し実施している。内容も講義だけでなく、現場での実践に生かせるよう演習などの形式も取り入れている。

内容的には、継続的に実施しているものもあれば、精神保健福祉の現状に即し、その時に必要とされるものを実施するなど、年度によって実施内容は変化している。

図1 『地域精神保健医療福祉研修体系』



< 研修対象 >

社会福祉課程・・・保健所、医療機関、福祉事務所、児童相談所、市町、社会復帰施設等において、精神保健福祉医療に関する業務に従事している者。

組織育成・支援課程・・・セルフヘルプグループ活動を行っている当事者及び家族、活動支援に従事している者。また、セルフヘルプグループ活動に関心のある当事者等。

精神保健福祉行政担当者課程・・・保健所、市町等の行政機関において、精神保健福祉業務に従事している者。

メンタルヘルス課程・・・産業保健分野で労働者のメンタルヘルスに従事している者、地域保健分野で地域の心の健康づくりに取り組んでいる者。

学校危機への緊急支援課程・・・CRT登録員及び登録希望者、緊急支援事業の普及啓発のため学校、教育委員会関係者。

自殺対策課程・・・保健所、市町等において、自殺対策に関する業務に従事している者。

(2) 実績

研修会名	実施日	参加内訳（上段：機関数、下段：参加人数）									合計
		保健所	市町	福祉事務所	医療機関	介護保険施設	設 障害者支援施	社会福祉施設	その他	(再)当事者家族	
長崎県ギャンブル依存症講演会	5/15	3	11		9			1	7		31
		8	13		13			2	42		78
CRT 登録研修会	8/6	4	1		3				42		50
		7	3		3				70		83
DPAT 研修会	8/21	3			4				3		10
		3			10				6		19
第1回小児高次脳機能障害学習会	8/29	2	1		4			3	3	(1)	13
		3	1		6			8	15	(12)	33
DPAT 研修会	9/18	3			4				3		10
		4			12				6		22
精神保健福祉中堅者研修会	10/21	7	15								22
		18	29								47
社会参加促進事業保健所等担当者研修会	11/9	8	20		13		44	3	2		90
		29	43		20		55	6	2		155
第2回小児高次脳機能障害学習会	12/5				1				1	(1)	2
					2				13	(13)	15

令和3年度ひきこもり 支援関係者スキルア ップ研修会	12/15	6	10	2	3		19	38	7		85
		12	41	3	6		27	80	10		179
高次脳機能障害支援 研修会	12/19	6			15			24			45
		8			31			36			75
高次脳機能障害多職 種連携事例検討会	12/19	6			9			12			27
		8			11			21			40
機関数合計		48	58	2	65	0	63	81	68	(2)	385
参加者数合計		100	130	3	114	0	82	153	164	(25)	746

3 広報普及

(1) 講演会(長崎県精神保健福祉協会と共催分)

月日	主催者	場所	講師	テーマ・内容	人数
R3.7.11	認知症の人と家族の会 長崎県支部	口之津公民館講堂	川口雄一 (愛野記念病院 理学療法士)	丈夫な足指で心と体を生き活きと	48
R3.7.31	認知症の人と家族の会 諫早つつじ会	諫早市社会福祉会館2階	若年性認知症当事者 日本認知症本人 ワーキンググループ 認知症サポーター 会 福田人志	挫折から達成そして自立へと向かう	56
R3.10.12	認知症の人と家族の会 長崎県支部 佐世保地区会 はなみずき会	まちなかコミュニティセンター(佐世保市)	ワイス紗代 (社会福祉士事務所) 毛利真紀	成年後見制度と親族の財産管理	60
R3.11.27	認知症の人と家族の会 長崎地区 あじさい会	茂里町ハートセンター	認知症の人と家族の会 下坂 厚	第1部 「今、私が笑顔で暮らせる理由」 第2部 「良い家族??」「悪い家族??」～認知症の家族支援について考える～	140
R3.12.4	認知症の人と家族の会 長崎県支部 大村わらべ会	プラットフォーム 4階大会議室	山下直宏先生 (山下外科医院長)	「コロナ禍」 介護体験発表 発表者 坂本佳子	70
R3.12.17	小値賀町福祉事務所	小値賀町離島開発総合センターホール	出口病院認知症疾患医療センター 宮川由香先生	認知症について	30
講演会開催数 6回 参加人数合計 404人					

(2) 刊行物

<パンフレット、リーフレット>

・あなたが大切～自殺から目をそらさないで！命を守るために～

上記刊行物は当センターのホームページ(長崎こども・女性・障害者支援センターで検索)からダウンロードができます。

(3) 教材貸出

	図書	ビデオ	パネル	DVD
回数	0回	0回	0回	0回
貸出数	0冊	0本	0枚	0枚

4 調査研究

(1) 研究発表

第57回全国精神保健福祉センター研究協議会

長崎県における高次脳機能障害連携状況実態調査について(報告)

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

(長崎県高次脳機能障害支援センター)

太田尾有美、兼俵敬太、矢野亮一、桑野真澄、福田邦子、田中洋子、加来洋一

5 組織育成

(1) 概要

精神保健福祉の向上を図るため、当事者会や家族会などの組織の育成に努めている。

(2) 支援回数・支援内容

組織別支援回数の推移

組織名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
長崎県精神障害者団体連合会	3	4	10	10	2
長崎県精神障害者家族連合会	5	1	3	1	0
長崎県断酒連合会、AA長崎	3	5	4	2	0
長崎県精神保健福祉協会	10	1	4	0	0
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	5	4	1	0	4
NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	3	11	34	0	3
NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re	4	5	6	3	7
その他	14	13	18	6	5
合計	47	44	80	22	21

支援内容および回数

組織名	会議	運営 相談	連絡 調整	情報 提供	準備 協力	大会 行事	その他	合計
長崎県精神障害者団体連合会	1	0	0	0	0	1	0	2
長崎県精神障害者家族連合会	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県断酒連合会、AA長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県精神保健福祉協会	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	0	0	0	0	0	0	4	4
NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	0	0	3	0	0	0	0	3
NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re	0	0	0	0	0	0	7	7
その他	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	1	0	3	0	0	1	16	21

組織概要

- 1 長崎県精神障害者団体連合会（ちょうせいれん）
県内各地の精神障害者当事者会の県連合組織。
- 2 長崎県精神障害者家族連合会（ちょうかれん）
精神障害者を家族に持つ方のための県連合組織。

- 3 長崎県断酒連合会
アルコール依存症からの回復を目指す当事者の県単位の連合組織。
- 4 AA（アルコホーリクス・アノニマス）長崎
飲酒の問題があり、その飲酒のとらわれから回復しようという人たちの自助グループ。
- 5 長崎県精神保健福祉協会
精神保健福祉に関する普及啓発活動を行う団体。当センターに事務局が設置されている。
- 6 長崎県ひきこもり家族会『花たば』
ひきこもりの問題で悩む家族のための会。
- 7 NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク
薬物依存症者やその家族に対して、薬物依存からの回復及び社会復帰を支援する団体。
- 8 NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re
自死遺族への支援、自殺対策（情報提供）などの活動を行う団体。

6 精神保健福祉相談（外来診療を含む）

（1）面接相談および診療の実績

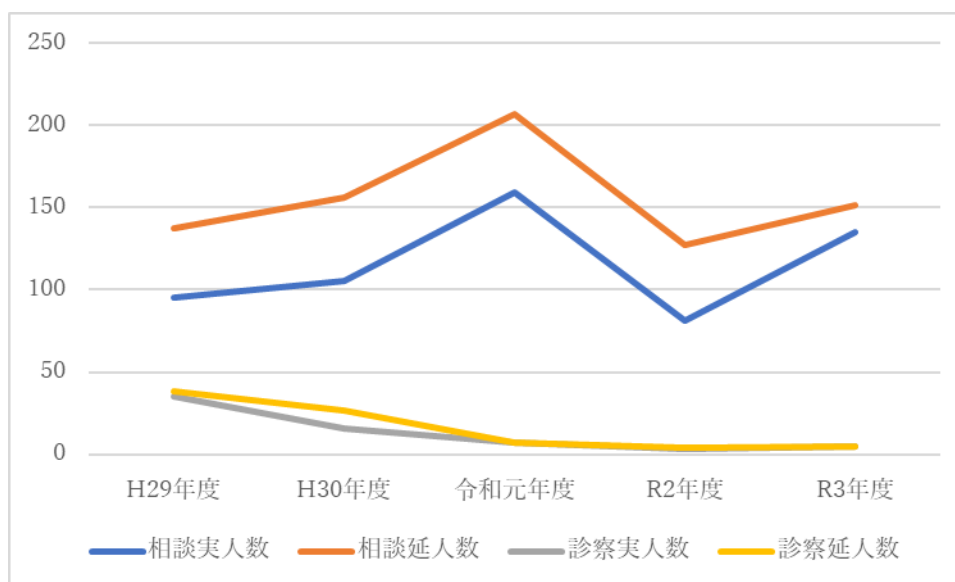
区分	実人数									延件数			
	新規来所者			継続来所者			合計			男性	女性	不明	計
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計				
相談	38	26	64	43	28	71	81	54	135	87	64	0	151
診療	3	0	3	2	0	2	5	0	5	5	0	0	5
合計	41	26	67	45	28	73	86	54	140	92	64	0	156

新規来所者：初めて当センターに来所した者

継続来所者：令和3年度以前にも来所したことがある者

延件数：実人数（新規及び継続来所者）が継続相談・診療をした総件数

経年的に見た相談・診療の実延件数（平成29年度～令和3年度）



	H29年度	H30年度	令和元年度	R2年度	R3年度
相談実人数	95	105	159	81	135
相談延人数	137	156	207	127	151
診察実人数	35	16	7	3	5
診察延人数	38	27	7	4	5

新規来所者（実数）の来所経路

区 分	相談	診療	計	割合(%)
相談者自身	21	0	21	31.3
家族から勧められて	11	0	11	16.4
知人・友人の紹介	3	0	3	4.4
精神科病院	2	2	4	5.9
保健所	4	0	4	5.9
市町	0	0	0	0
その他	23	1	24	35.8
合 計	64	3	67	100.0

来所者

区 分	実人数	延件数	割合(延、%)
本人	84	94	60.2
父・母	48	54	34.6
配偶者	3	3	1.9
同胞、その配偶者	4	4	2.5
子ども、その配偶者	0	0	0
その他	1	1	0.6
合 計	140	156	100.0

「本人」は家族などが同伴した場合も含む

年齢別

年齢区分	実人数			延件数			割合(%)
	相談	診療	計	相談	診療	計	
0～15歳	3	0	3	3	0	3	1.9
16～19歳	14	0	14	14	0	14	8.9
20～29歳	29	0	29	35	0	35	22.4
30～39歳	33	1	34	42	1	43	27.5
40～49歳	21	3	24	22	3	25	16
50～59歳	17	1	18	17	1	18	11.5
60歳以上	7	0	7	7	0	7	4.4
不明	11	0	11	11	0	11	7
合 計	135	5	140	151	5	156	100

住所別

市 町	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
長崎市	97	1	98	113	1	114	73
佐世保市	7	0	7	7	0	7	4.4
島原市	0	0	0	0	0	0	0
諫早市	3	0	3	3	0	3	1.9
大村市	3	1	4	3	1	4	2.5
平戸市	0	0	0	0	0	0	0
松浦市	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0
五島市	0	0	0	0	0	0	0
西海市	0	0	0	0	0	0	0
雲仙市	1	0	1	1	0	1	0.6
南島原市	0	0	0	0	0	0	0
西彼杵郡	9	3	12	9	3	12	7.6
東彼杵郡	0	0	0	0	0	0	0
北松浦郡	0	0	0	0	0	0	0
南松浦郡	6	0	6	6	0	6	3.8
県外	2	0	2	2	0	2	1.2
不明	7	0	7	7	0	7	4.4
合 計	135	5	140	151	5	156	100.0

相談内容

内容	実人数			延件数				
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)	
老人精神保健	0	0	0	0	0	0	0	
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0	
アルコール	3	0	3	3	0	3	1.9	
薬物	1	0	1	1	0	1	0.6	
ギャンブル	32	0	32	32	0	32	20.5	
その他の依存	4	0	4	4	0	4	2.5	
ひきこもり	60	0	60	76	0	76	48.7	
思春期	0	0	0	0	0	0	0	
心の健康づくり	6	0	6	6	0	6	3.8	
うつ・うつ状態	4	1	5	4	1	5	3.2	
その他	25	4	29	25	4	29	18.5	
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	
	2. 自殺関連	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	3. 自殺者の遺族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	6. 摂食障害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
合計	135	5	140	151	5	156	100.0	

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、今年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。

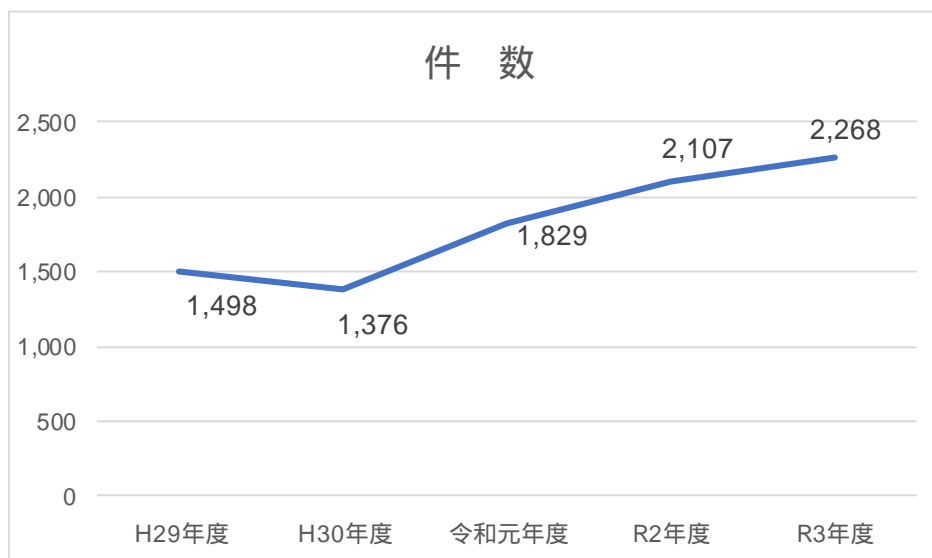
平成 26 年度からの相談件数についてもひきこもりに関する相談件数を加算している。

(2) 電話相談

経年的にみた電話相談件数

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、今年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。

平成 26 年度からの相談件数についてもひきこもりに関する相談件数を加算している。



相談者

区 分	男性	女性	不明	延件数	割合 (%)
本人	1,215	596	4	1,815	80
父・母	105	78	9	192	8.4
配偶者	41	9	0	50	2.2
同胞・その配偶者	35	21	0	56	2.4
子ども・その配偶者	17	14	0	31	1.3
その他の親族	13	2	0	15	0.6
知人・隣人	8	6	4	18	0.7
同僚・上司	3	7	0	10	0.4
機関	23	18	5	46	2
その他	15	6	1	22	0.9
不明	7	2	4	13	5.7
合 計	1,482	759	27	2,268	100

年齢別（対象者）

年齢区分	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
0～6歳	1	0	0	1	0
6～12歳	4	4	0	8	0.3
12～15歳	6	16	3	25	1.1
15～19歳	42	23	3	68	2.9
20～29歳	108	102	2	212	9.3
30～39歳	94	58	0	152	6.7
40～49歳	373	138	0	511	22.5
50～59歳	578	158	1	737	32.4
60歳以上	155	88	0	243	10.7
不明	121	172	18	311	13.7
合計	1,482	759	27	2,268	100.0

住所別

市 町	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
長崎市	624	366	13	1,003	44.2%
佐世保市	71	66	0	137	6%
島原市	13	7	1	21	0.9%
諫早市	256	38	0	294	12.9%
大村市	24	34	1	59	2.6%
平戸市	5	3	0	8	0.3%
松浦市	60	7	0	67	2.9%
対馬市	2	0	0	2	0.1%
壱岐市	3	7	0	10	0.4%
五島市	3	10	0	13	0.5%
西海市	4	1	0	5	0.2%
雲仙市	9	1	0	10	0.4%
南島原市	14	76	0	90	3.9%
西彼杵郡	284	21	0	305	13.4%
東彼杵郡	4	4	0	8	0.3%
北松浦郡	6	11	0	17	0.7%
南松浦郡	2	2	0	4	0.1%
県外	20	18	1	39	1.7%
不明	78	87	11	176	7.7%
合計	1,482	759	27	2,268	100%

相談内容

内 容	男性	女性	不明	延件数	割合(%)	
老人精神保健	4	19	0	23	1%	
社会復帰	30	7	1	38	1.6%	
アルコール	45	16	1	62	2.7%	
薬物	8	5	0	13	0.5%	
ギャンブル	75	7	0	82	3.6%	
その他の依存	19	9	1	29	1.2%	
ひきこもり	57	34	1	92	4%	
思春期	22	15	3	40	1.7%	
心の健康づくり	22	54	1	77	3.3%	
うつ・うつ状態	50	50	0	100	4.4%	
ゲーム障害	4	1	0	5	0.2%	
てんかん	1	4	0	5	0.2%	
摂食障害	0	5	0	5	0.2%	
その他	1,145	533	19	1,697	74.8%	
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(2)	(6)	(1)	(9)	
	2. 自殺関連	(69)	(73)	(1)	(143)	
	3. 自殺者の遺族	(3)	(3)	(0)	(6)	
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)	
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)	
	6. 摂食障害	(0)	(0)	(0)	(0)	
合 計	1,482	759	27	2,268	100.0	

7-1 心の健康づくり推進事業（こころの電話）

（昭和 60 年 6 月 18 日 厚生省保健医療局長通知）

昭和 60 年度から精神保健センターの地域精神保健活動の一環として心の健康づくり推進事業別添「心の健康づくり推進事業実施要領」により実施することとした。

心の健康づくり推進事業実施要領（一部抜粋）

3 事業内容

（2）心の健康づくり相談事業

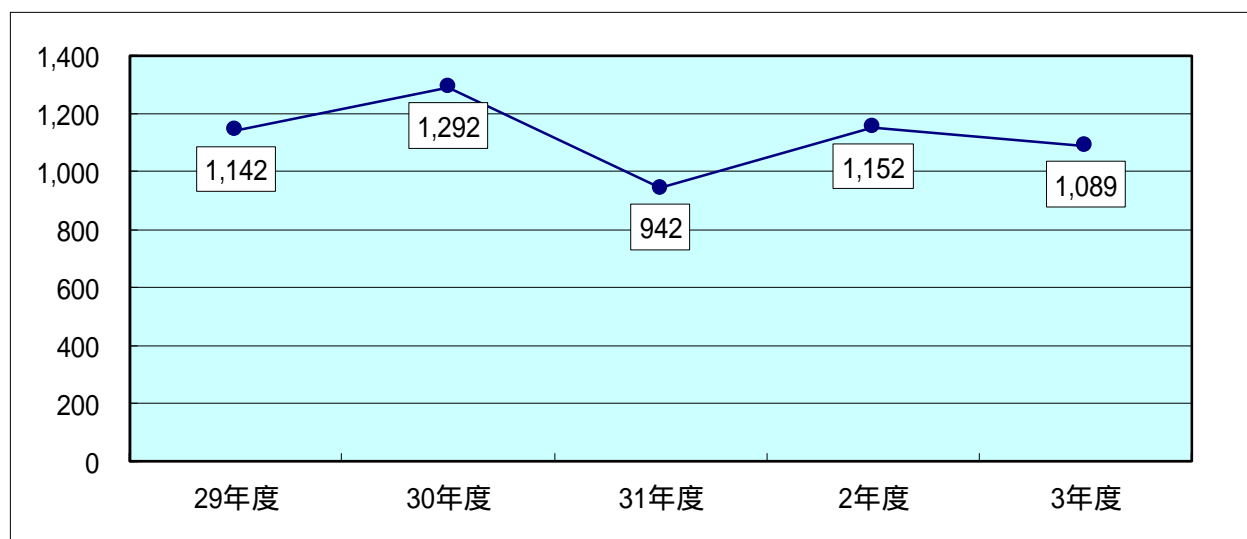
精神保健センターにおいて、専門知識を有する者により面接相談及び電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。

なお、電話相談においては、専門電話を設置するとともに、利用者の便宜をはかるため、窓口の時間等についても十分配慮する。（以下省略）

（1）概要

長崎県では、昭和 59 年 4 月から精神保健福祉センターに専用電話を設置し相談を受けている。保健医療等の専門家でない専任相談員による電話相談事業であり、医療機関や行政機関に相談しにくい心の悩みについて、県民が気軽に利用できるように配慮されている。

（2）相談実績



電話をかけた人

区分	男性	女性	不明	合計	割合(%)
本人	532	493	54	1079	99.1%
家族・親族	3	6	0	9	0.8%
その他	0	1	0	1	0.1%
合計	535	500	54	1089	100.0%

年代別相談対象者数

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
0～6歳	0	0	0	0	0.0%
6～12歳	0	1	0	1	0.1%
12～15歳	0	0	0	0	0.0%
15～19歳	7	2	0	9	0.8%
20～29歳	14	14	0	28	2.6%
30～39歳	18	17	0	35	3.2%
40～49歳	253	68	0	321	29.5%
50～59歳	190	120	0	310	28.5%
60～69歳	4	23	0	27	2.5%
70歳～	2	96	0	98	9.0%
不明	50	157	53	260	23.9%
合 計	538	498	53	1089	100.0%

住所地

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
長崎市	66	135	0	201	18.5%
佐世保市	9	125	0	134	12.3%
島原市	14	1	0	15	1.4%
諫早市	6	22	0	28	2.6%
大村市	2	1	0	3	0.3%
平戸市	2	6	0	8	0.7%
松浦市	0	0	0	0	0.0%
対馬市	45	1	0	46	4.2%
壱岐市	0	0	0	2	0.2%
五島市	0	8	0	8	0.7%
西海市	0	0	0	0	0.0%
雲仙市	0	0	0	0	0.0%
南島原市	0	0	0	0	0.0%
西彼杵郡	89	6	0	95	8.7%
東彼杵郡	0	0	0	0	0.0%
北松浦郡	0	0	0	0	0.0%
南松浦郡	0	0	0	0	0.0%
県外	251	46	0	297	27.3%
不明	54	147	53	254	23.3%
合 計	538	498	53	1089	100.0%

7-2 学校危機へのこころの緊急支援事業 (こころの緊急支援対策システム整備事業)

長崎県では、平成 15、16 年と県内で子どもをとりまく痛ましい事件が発生したことを受け、地域精神保健活動の緊急課題とし、平成 17 年度新規事業として「こころの緊急支援対策システム整備事業」に取り組んだ。

精神保健福祉センターが本事業の運営を担当することとなり、「学校危機へのこころの緊急支援事業」の名称で事業化され、平成 17 年 6 月から活動を開始した。

(1) 概要

目的

長崎県内において、危機的な事件・事故、災害等が突発的に発生した場合、こころの緊急支援チームを派遣し、学校という子どもを取り巻く場を安定させ、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行うことを目的とする。

事業内容

ア こころの緊急支援チームの設置

本事業に理解を有する精神保健の専門家で編成された多職種のチームを設置する。

イ 派遣対象

長崎県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に所属する子ども達の多くが心に傷を受ける可能性がある災害・事故・事件で単発の出来事かつ、学校・学級の危機に限定する。

(2) 実績

CRT登録者数

49名(令和3年12月1日～令和4年11月30日)

	指揮担当	直接ケア担当	チーム員支援担当	計
医師	1	1		2
看護師			1	1
保健師		3	9	12
心理技術職	3	14	3	20
精神保健福祉士			1	1
スクールソーシャルワーカー		4	5	9
社会福祉士		2	1	3
作業療法士		1		1
計	4	25	20	49

心理技術職：臨床心理士、公認心理師、心理士、スクールカウンセラー等

C R T 派遣実績

年度	中規模(レベル)	小規模(レベル)	合 計
平成 17 年度	2 件(弱)	3 件()	5 件
平成 18 年度	1 件(強)	2 件()	3 件
平成 19 年度		1 件()	1 件
平成 20 年度		1 件()	1 件
平成 21 年度～25 年度			0 件
平成 26 年度	1 件(強)		1 件
平成 27 年度～29 年度			0 件
平成 30 年度	1 件(弱)		1 件
令和元年度	1 件(強)		1 件

「こころの緊急支援チーム」運営委員会の開催

運営委員 12 名 開催日：令和 3 年 11 月 11 日(木) オンライン開催

「こころの緊急支援活動マニュアル」ダイジェスト版作成

現場で使用しやすい簡易的なマニュアルとして、「こころの緊急支援活動マニュアル」のダイジェスト版を作成。令和 2 年 11 月の運営委員会で承認を受け、令和 3 年 3 月に現チーム員及び運営委員宛送付。

(3) 「学校危機へのこころの緊急支援事業」に係るチーム員研修

こころの緊急支援チーム運営委員会(事務局：長崎こども・女性・障害者支援センター)として、チーム員登録研修会を行った。

開催日	研修会名・内容	講師・助言者等	参加者
R3.8.6	登録研修会 場所 長崎こども・女性・障害者支援センター (大会議室よりオンライン配信) 事業説明 「学校危機へのこころの緊急支援事業」 講義 「学校における緊急支援」	長崎こども・女性・障害者 支援センター 内田 美緒 長崎県スクールカウンセラー 大町 あかね	56 機関 74 人

7-3 精神障害者社会参加促進事業

平成 16 年 9 月に、国が取りまとめた「精神保健福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的方策が示され、長崎県では、平成 15 年度より退院支援のモデル事業を開始した。平成 18 年度からは全ての県立保健所で取り組み、平成 20 年度から「地域体制整備コーディネーター」や「地域移行推進員」の配置を柱とする「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を開始、さらに平成 22 年度からは、新たにピアサポーターの活動が追加された「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に拡充した事業を展開している。平成 27 年度からは、従来から実施している「地域移行・地域定着支援事業」及び「障害者の明るいくらし促進事業」を統合し、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるような社会づくりの促進を図る目的で「精神障害者社会参加促進事業」として事業を継続している。

当センターでは、市町・保健所等の官と、精神科医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等の民が協働し、精神障害者の社会参加を推進するための研修会の開催や、当事者力を活用した地域づくりを行っている。

(1) 研修会の開催

長崎こども・女性・障害者支援センター主催

日 時	令和 3 年 11 月 9 日 (火) 10:00~15:00
研修名	社会参加促進事業保健所等担当者研修会
場 所	長崎こども・女性・障害者支援センター (Web 開催)
内 容	講話「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」 講師：国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 藤井千代
対 象	市町、保健所担当職員、医療機関、福祉機関等
参加者	155 名

(2) 当事者力活用推進事業

目 的

当事者（精神障害者や高次脳機能障害、ひきこもりの人など）に備わっている「当事者力」を引き出し活かすことで、当事者が安心して地域生活が送れる環境を整えるとともに、住民に対しても当事者への正しい理解を促進し、当事者や住民が住みやすい地域づくりにつとめることを目的とする。

内 容

ア 人材登録（R4.3.31現在） 33人 内訳（新規 0人） 単位：人

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人 数	22	35	32	34	34	34	33

圏 域	長崎	佐世保	西彼	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
人 数	8	4	3	15	3	0	0	0	0

イ 人材派遣（R4.3.31現在） 登録者33名中、派遣者は 0名

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人 数	7	9	5	5	4	0	0

ウ ピア育成のための研修会の開催

「当事者力等スキルアップ講座」の開催

- ・ 目 的 当事者活用の方が少ない現状を踏まえ、ピアサポートの展開やピアスタッフの役割について、実践的な取り組みの報告を聞くことで当事者に対してはピアの役割を、支援者に対してはピア活動の展開方法を学ぶことを目的とする。

日 時	令和3年11月30日（火）14:00～16:00
研修名	当事者力等スキルアップ講座
場 所	県庁 311 会議室（Web 開催）
内 容	<p>講話とグループディスカッション ピアサポート活動とリカバリーについて 講師 NPO 法人 のぞみ共同作業所 所長 河野 知房氏 ピアサポート活動について 報告者 ピアサポートみなと 片岡 史和 氏 グループディスカッション：「仲間」について</p>
対 象	当事者、市町、保健所担当職員、福祉機関
参加者	73 名

7-4 自殺総合対策事業

(1) 概要

長崎県は自殺対策の総合的な推進を図るため、平成29年度から令和3年度までの5年間「第3期自殺総合対策5ヵ年計画」を策定しており、当センターでは「第3期自殺総合対策5ヵ年計画」に基づき普及啓発のための研修や教材・パンフレットの作成等を実施している。

(2) 実績

相談対応者のスキルアップ

ア. 令和3年度 自殺対策研修会

	令和3年10月21日(木) 10:40~12:40
場所	TV会議システムを活用し、各県立保健所及び市町 発信元)長崎こども・女性・障害者支援センター 大会議室
内容	講義「自殺の要因と背景を考える」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一 講義「ゲートキーパーインストラクター養成講座」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 係長 中村美穂
対象	県立保健所、各市町自殺対策担当課・健康づくり担当課職員、及び福祉事務所職員等
参加者数	48名(市町28名、保健所15名)

イ. 事例検討会

日 時：月1回の頻度で計8回開催

参加者：長崎こども・女性・障害者支援センター所長、部長、課長、精神科医、
精神保健福祉課員

検討目的：電話相談や来所相談で対応した事例を再検証することで、職員の相談
スキル向上を目指す

ウ. 自死遺族支援

自死遺族支援ネットワークReと大村市が共催で開催している「分かち合いの会」
(毎月第2土曜日)へ参加(年7回)した。

若者向けホームページ「みんなの情報交差点カチッ！」の充実

若者に馴染みの深いインターネットを活用し、平成 24 年度に若者向け自殺予防対策として、ウェブサイト「みんなの情報交差点カチッ！」を開設し、運営している。また、あわせてリーフレットも作成し配布している。

- ・ホームページの更新：3 回
- ・ホームページの広報：1 回（新聞 1 回）、リーフレットの配布：530 部

広報等

ア．パンフレット「あなたが大切」の改訂及び配布

県内の自殺に関するデータや相談窓口に関する情報の提供を行うことで県民の自殺予防に対する関心と理解を深めるために作成しており、県内の自殺のデータや相談窓口の情報を更新するため、改定を行っている。

令和 3 年度版はホームページに掲載。（令和元年度版 106 部配付）

イ．「自殺総合対策 相談対応のための手引き集」等の配布

地域における様々な相談機関や行政窓口等において自殺のハイリスク者に対し、適切な対応や援助をするとともに有用な情報が確実に提供される体制作りのため、自殺の要因となる代表的事項別に、基本情報と専門相談機関への具体的紹介方法、相談機関や制度に関する資料集等で構成される相談対応パッケージとして作成している。

手引き集においても市町や保健所、医療関係機関などへ要望に応じる形で配布を行っており、令和 3 年度の各配布数は下記の通りである。

・相談窓口用手引き < 全 2 巻 >	
「借金・経済問題への対応」	100 部
「メンタルヘルス問題への対応」	100 部
・自死遺族相談支援用手引き < 全 1 巻 >	
「自死遺族への相談支援の方法」	100 部
・保健・医療・福祉・介護従事者用手引き < 全 2 巻 >	
「身体健康問題と自殺予防」	100 部
「高齢者の自殺予防」	100 部
・事業所用手引き < 全 1 巻 >	
「事業主の皆さまへ」	100 部
・医療従事者用手引き < 全 1 巻 >	
「自殺未遂者への支援の方法」	100 部

相談対応

ア．精神保健福祉相談の開催

- ・日 時：月曜から金曜日の9時から17時45分まで（祝日は除く）
- ・相談件数（電話）：2,268件（内、自殺に関する相談143件）
（来所）：155件（内、自殺に関する相談 0件）

イ．こころの電話相談の開催

- ・日 時：月曜から金曜日の9:00～12:00、13:00～15:15（祝日は除く）
- ・相談件数：1,089件

うつ病デイケア

ア．うつ病デイケア

目 的	うつ病と診断され、回復期にある方に対して、認知行動療法をはじめとする集団プログラムによる精神科デイケアを実施し、社会参加の促進及び生活の質の向上を図る。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染防止のためショートケアを実施。
日 時	令和3年10月13日(水)から12月22日(水)までの週1回(水曜日)、計10回(9:00～12:00)
参加者	実2名、延15名
内 容	前半 作業療法(ヨガ、体操、創作活動など) 後半 集団認知行動療法

7-5 依存症関連事業

(1) 普及啓発・情報提供事業の実施

平成 29 年度に県障害福祉課において青少年向け予防教育の実施方針が出され、希望のあった大学や高等学校等への予防教育、啓発を実施している。

県内大学生、高校生等

県内高等学校及び高校 3 年生へ若年層向けの啓発媒体の配布。

その他の啓発

回	開催日・対象	人数	内容
1	令和 3 年 4 月 13 日 諫早多良見ロータリークラブ	28 人	「ギャンブル等依存症について」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 依存症専門相談員
2	令和 3 年 5 月 15 日 一般住民	36 人	「ギャンブル等依存症と家庭内問題等の社会的影響について」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 所長
3	令和 3 年 11 月 16 日 長崎大学教員	86 人	「大学生と依存症」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 所長

ホームページでの情報発信

ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)に合わせた取り組みや、当センターにおける依存症の事業や関連情報について、随時発信・公開している。

(2) 相談支援体制の強化

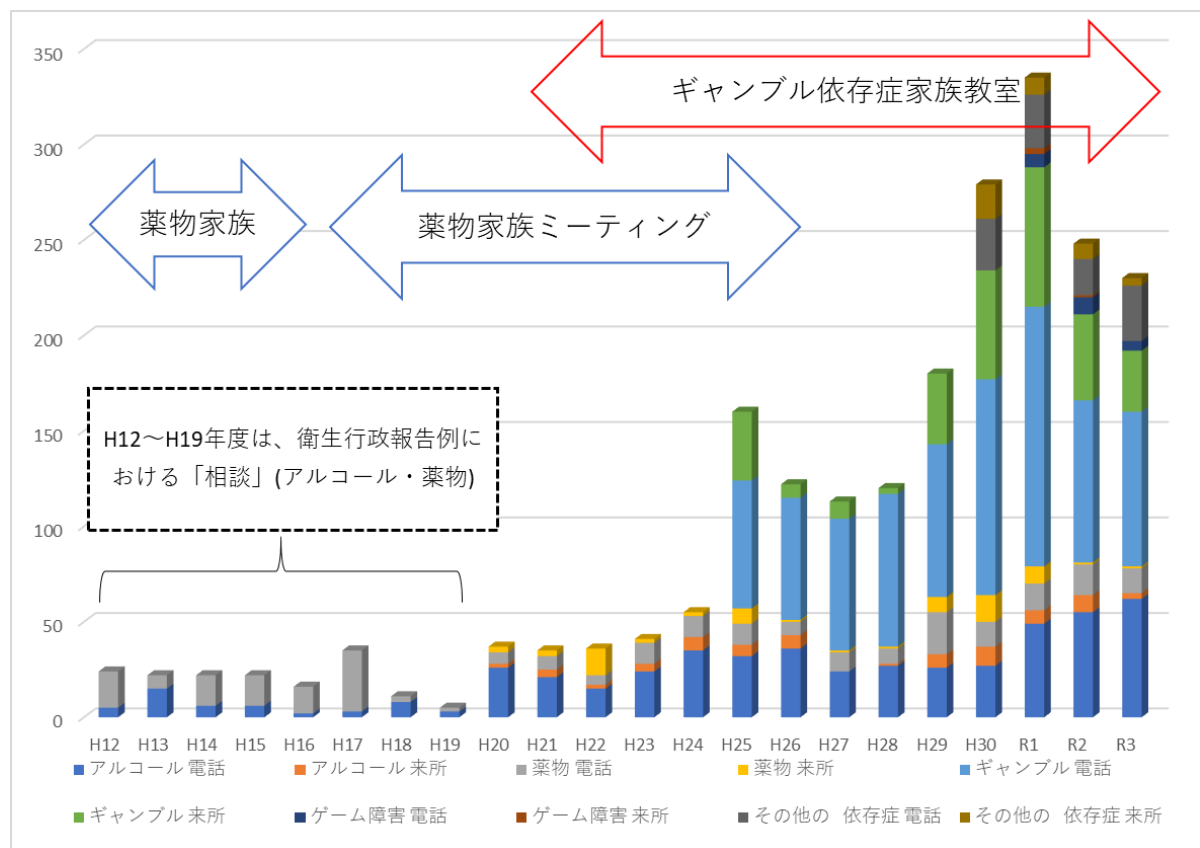
平成 30 年度から当所に長崎県依存症専門相談拠点が設置され、依存症専門相談員 1 名を配置した。

依存症関連相談件数 (R4.3月末現在)

	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム障害	その他の依存	合計
電話相談	62	13	81	5	29	190
来所相談(延)	3	1	32	0	4	40
来所相談(実)	3	1	13	0	4	21
合計	65	14	113	5	33	230

依存症相談の年次推移

		H12～H19...衛生行政報告例「相談」の数値を計上																								
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
アルコール	電話									26	21	15	24	35	32	36	24	27	26	27	49	55	62			
	来所	5	15	6	6	2	3	8	3	2	4	2	4	7	6	7	0	1	7	10	7	9	3			
薬物	電話									6	7	5	11	11	11	7	10	8	22	13	14	16	13			
	来所	19	7	16	16	14	32	3	2	3	3	14	2	2	8	1	1	1	8	14	9	1	1			
ギャンブル	電話															67	64	69	80	80	113	136	85	81		
	来所															36	7	9	3	37	57	73	45	32		
ゲーム障害	電話																					7	9	5		
	来所																					3	1	0		
その他の 依存症	電話																					27	28	19	29	
	来所																					18	9	8	4	
合計		24	22	22	22	16	35	11	5	37	35	36	41	55	160	122	113	120	180	279	335	248	230			



・アルコール相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
20～29	4	1	1
30～39	2		
40～49	14	1	1
50～59	7	1	1
60以上	29		
不明	6		
合計	62	3	3

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	25		
父母	2	1	1
配偶者	11	1	1
同胞	7	1	1
子ども	5		
その他	12		
合計	62	3	3

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	45	3	3
女性	16		
不明	1		

・薬物相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
10～19			1
20～29			
30～39	5		
40～49	2	1	1
50～59	1		
60以上	3		
不明	2		
合計	13	1	1

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	5		
父母	2	1	1
配偶者			
同胞			
子ども			
その他	6		
合計	13	1	1

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	8	1	1
女性	5		

・ギャンブル相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
20～29	16	2	4
30～39	26	4	10
40～49	18	3	7
50～59	10	2	4
60以上	5	1	6
不明	6	1	1
合計	81	13	32

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	74	11	23
女性	7	2	9

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	24	10	29
父母	15	1	1
配偶者	24	1	1
同胞	8	1	1
子ども	7		
その他	3		
合計	81	13	32

ギャンブル種別（複数計上）

ギャンブル種別	電話(延)	来所(延)
パチンコ/スロット	46	32
競艇	29	4
競馬	10	1
競輪	3	
その他	18	3

(3) 回復支援

依存症者の回復支援

平成30年9月から、新たにアルコール・薬物・ギャンブル等利用や使用を改めたい方を対象に依存症回復プログラム（DEJIMAARPP）を実施している。（集団支援）また、ギャンブル依存症に特化した個別支援プログラムとして、「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（SAT-G）」を実施している。

【参加者】

デジマープ集団支援（5回プログラム）：実1人、延4人（平均1人）

依存対象：ギャンブル1人

SAT-G 個別支援（5回プログラム）：実5人、延12人

依存対象：ギャンブル5人

家族の回復支援

・ギャンブル依存症家族教室

ギャンブル依存症の正しい理解・適切な対応を学ぶ機会とするとともに、自助グループ等につながるにより、回復へのきっかけづくりとなることを目指すことを目的として実施している。

対 象 ギャンブル依存症者の家族等

日 時 13:30~15:30 9月、10月

場 所 長崎地区：長崎こども・女性・障害者支援センター

具体的内容 1クール2回

回	内容	ねらい
1	依存症とは？家族としての対応 (精神科医師による講話)	ギャンブル依存症についての正しい知識を得て、問題への対応について考える
2	借金への対応について (弁護士・司法書士による講話)	依存症と借金について理解を深める

参加者 8人(内訳 実人数 5人 延人数 8人)

・教室終了後、個別支援の実施 1人

(4) 人材育成・アディクション関連問題研修

令和3年度は、保健所や市町等相談対応を担当する方向けに「依存症相談窓口担当者技術研修会」を1回開催した。

依存症相談窓口担当者技術研修会

回	開催日・対象	人数	内容
1	令和3年10月21日 依存症相談窓口担当者 (保健所、市町等)	43人	「長崎県の精神保健福祉の現状」 「インターネット・ゲーム依存の対応・治療について」 講師：新クリニック 院長 森貴俊 「ネット・ゲーム依存症の支援の実際」 講師：松元リカバリークリニック 三谷 亨

人材育成にかかる講師派遣

回	開催日・主催	人数	内容
1	令和3年6月6日 ギャンブル等依存症支援者 養成研修会(長崎大学)	36人	「地域における精神保健福祉センターの役割と相談支援の実際」 「地域における相談支援」
2	令和3年7月20日 (壱岐保健所)	17人	「アルコール依存症の基礎知識とその対応について」
3	令和3年9月8日 (県北保健所)	60人	「依存症について」

4	令和4年1月27日 生活困窮者自立支援制度人材養成研修	40人	「依存症等への対応について」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 医師
---	--------------------------------	-----	--

(5) 関係機関との連携強化

保護観察所との連携（引受人会にて事業紹介：1回）

薬務行政室関係会議＊書面開催（3回）

民間団体支援

・長崎ダルクミーティング参画等（3回）

IR推進課との連携

・九州・IR安全安心ネットワーク協議会準備会合同部会（2回）

長崎大学のG・G研究会との連携

・長崎大学ゲーム・ギャンブル等依存症研究会への参画（2回）

7-6 災害時こころのケア体制整備事業

(1) 研修会の開催

目的：県内精神科病院からのローカル DPAT の数を増やすとともに、各病院の受援体制の強化を促進する。

日 時	1 日目 令和 3 年 8 月 21 日 (土) 13:30 ~ 17:00 2 日目 令和 3 年 9 月 18 日 (土) 13:30 ~ 17:00
場 所	発信元 長崎こども・女性・障害者支援センター
内容	1 日目 講義：「長崎県の防災医療計画・災害時の福祉保健医療の体制」 講義：「DPAT の基礎知識 (1) DPAT とは・DPAT の活動理念」 講義：「DPAT の基礎知識 (2) フェイズ別の DPAT の役割」 講義・演習：「EMIS について EMIS 及び医療情報」 2 日目 演習 (机上訓練)：「EMIS について」 演習 (机上訓練)：「デモンストレーション (1)」 演習 (机上訓練)：「デモンストレーション (2)」
対象	県内精神科病院、県立保健所
参加者数	1 日目：19 名 (医療機関 4、保健所 3、障害福祉課、臨床心理士会、当センター) 2 日目：21 名 (医療機関 4、保健所 3、障害福祉課、臨床心理士会、当センター)

(2) 令和 3 年度 長崎県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営委員会への参加

主催：障害福祉課

日時：令和 3 年 3 月 16 日 (水) 15:30 ~ 17:00

方法：Web 会議

内容：報告事項

- 1) 令和 3 年度における長崎県 DPAT の組織体制について
- 2) 令和 3 年度活動報告
- 3) 令和 3 年度 DPAT 訓練参加結果
- 4) DPAT 研修
- 5) 災害拠点精神科病院の指定

協議事項

- 1) 新型コロナウイルス感染症への DPAT 派遣について
- 2) 体制強化のために取り組むべきこと
- 3) その他

(3) 令和 3 年度 災害時保健医療福祉調整班活動訓練への参加

主催：福祉保健部福祉保健課

1) 訓練事前説明会

日時：令和 3 年 9 月 1 5 日 (水) 18:00 ~ 19 : 00

方法：Web 会議

内容：保健医療福祉調整班の体制説明

訓練概要説明

2) 机上訓練 新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし。

(4) 災害時こころのケア活動実績

1) 新型コロナウイルス感染症対策としての DPAT 派遣 1 機関 (7 日間)

2) 新型コロナウイルス感染症対策としての保健所支援をととした医療機関等支援活動

対象施設：11 機関 (6 医療機関、5 高齢者施設)

支援回数：45 回

3) 県内宿泊療養施設入所者のメンタルヘルス支援 (情報共有)

対象施設：11 施設

支援状況：47 日

7-7 精神保健福祉従事者の資質向上

(1) 精神保健福祉中堅者研修会

目的：精神保健福祉業務に従事する新任職員が、精神保健福祉に関する基礎的知識を習得し、相談援助の技術を学ぶことで、地域における精神保健福祉サービスの質の向上を図る。

日時	令和3年10月21日(木) 10:00~16:20
場所	TV会議システムを活用し県内各保健所及び各市町
内容	<p>行政説明「長崎県の精神保健福祉の現状」 講師 長崎県障害福祉課 課長補佐 寺崎秀子</p> <p>○講義1「自殺の要因と背景を考える」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一</p> <p>講義2「ゲートキーパーインストラクター養成講座」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 係長 中村美穂</p> <p>講義3「インターネット・ゲーム依存の対応・治療について」 講師 医療法人 心療内科 新クリニック 院長 森貴俊</p> <p>講義4「ネット・ゲーム依存症の支援の実際」 講師 松元リカバリークリニック 精神保健福祉士 三谷亨</p>
対象	精神保健福祉業務に3年以上従事する市町及び保健所職員及び受講希望者
参加者数	43名

8 長崎県精神医療審査会の審査状況

精神医療審査会は精神保健福祉法第12条に基づき、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために設置された第三者機関で、その事務は平成14年度から当センターの固有事務となった。

審査会は、医療に関し学識経験を有する者（医療委員）、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）、その他学識経験を有する者（有識者委員）で構成され、医療保護入院・措置入院の要否、処遇の適否、退院請求及び処遇改善請求の審査を行っている。

退院請求及び処遇改善請求に関しては、センター内に専用電話を設置し、直接、入院患者からの相談を受けている。請求を受理した場合は、原則、医療委員・法律家委員もしくは有識者委員で構成されるメンバーで、入院先の医療機関に出向き、本人、主治医、家族等の意見を聴取するとともに、現場の確認を行い、その結果に基づき審査会で最終判断をし、結果を県知事あて報告している。

（1）長崎県精神医療審査会の審査状況

定期病状報告書等受案件数

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期の報告等		2,753	2,644	2,307	2,375	2,226
医療保護入院者の入院届		1,705	1,708	1,435	1,563	1,434
定期病状報告	医療保護入院	1,026	921	856	795	775
	措置入院	22	15	16	17	17

退院等請求受案件数

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
退院等の請求	83	59	74	59	65
退院の請求	50	32	41	37	41
処遇改善の請求	33	27	33	22	24

電話相談受案件数

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
審査会報告件数（A）	1,040	1,106	1,216	996	807
全相談件数（B）	1,057	1,128	1,245	1,009	820
A / B（％）	98.4	98.0	98.0	98.7	98.4

（2）請求受理から審査結果通知までの日数

退院請求及び処遇改善請求を受理した日から、審査結果を通知するまでの平均日数

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
平均日数	23.3	24.3	19.8	28.5	30.8

9 自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

（1）自立支援医療費支給認定等判定委員会の開催

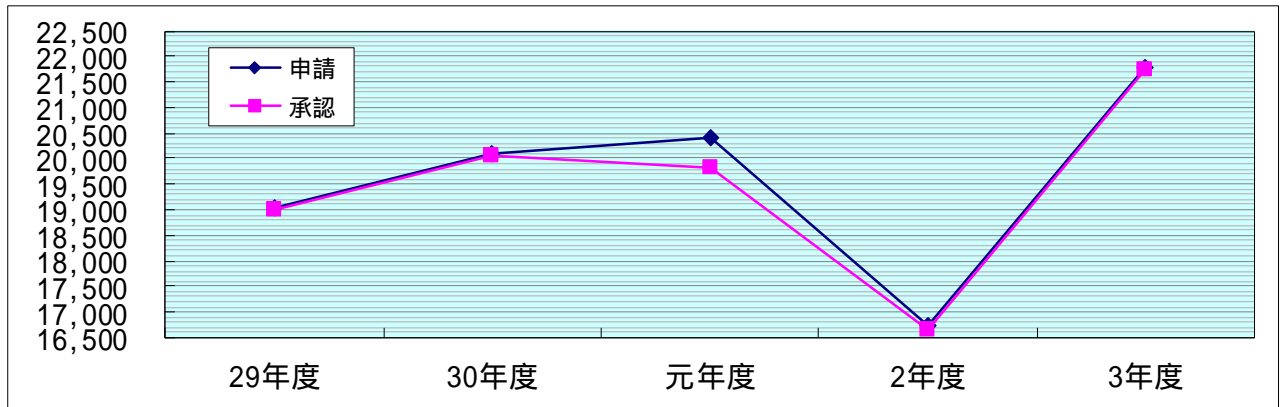
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給及び精神保健福祉法第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請にかかる審査判定業務を行なうため、自立支援医療費支給認定等判定委員会設置要綱に基づき、自立支援医療費支給認定等判定委員会を設置し毎月 1 回開催している。

（2）自立支援医療受給者証（精神通院）等の交付状況

自立支援医療受給者証（精神通院）交付状況（件数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請	19,043	20,088	20,397	16,745	21,795
承認	18,986	20,042	19,837	16,668	21,731

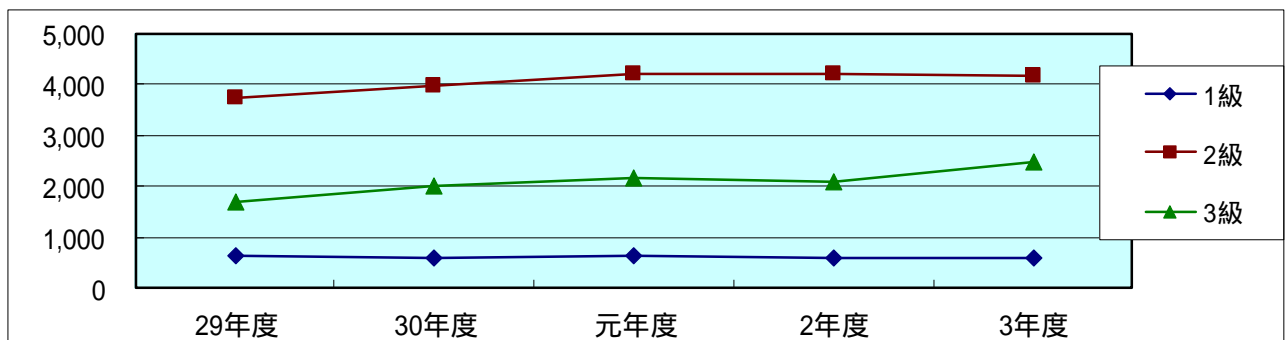
承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



精神障害者保健福祉手帳交付状況（件数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請	6,089	6,651	7,018	6,932	7,291
承認	6,015	6,522	6,984	6,868	7,258
1 級	620	585	642	575	605
2 級	3,723	3,945	4,195	4,194	4,164
3 級	1,672	1,992	2,147	2,099	2,489

承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



10 ひきこもり地域支援センター

ひきこもり問題に対する長崎県の取組としては、平成14年に開始された県立保健所における「ひきこもり対策事業」があるが、同事業の成果、およびこの問題に対する様々な社会的ニーズに鑑み、県は平成22年度からこれまでの相談支援事業等の取り組みを強化し、県全体の取組としての「ひきこもり対策推進事業」に着手した。

平成25年度から県は、国のひきこもり対策推進事業にもとづき、当センターと8つの県立保健所にひきこもり地域支援センターを開設した。各県立保健所については各圏域での家族教室や圏域ネットワークの拠点という役割、当センターにおいては全県的な教育研修、普及啓発等の情報発信、全県的な自助団体への育成支援、保健所圏域ネットワークの拠点作りのための支援等という役割分担のもと、ひきこもり地域支援センターの一体的な運営を目指している。また、平成25年度から当センターが事務局となり、県内のひきこもり支援体制整備を目的とした「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を設置、運営を行っている。

(1) 相談支援

ひきこもりの本人、家族等からの相談に対する支援を行なっている。

電話相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
H27年度	7	66
H28年度	20	38
H29年度	14	41
H30年度	5	39
R1年度	17	108
R2年度	8	40
R3年度	12	77

来所相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
H27年度	11	40
H28年度	16	16
H29年度	19	27
H30年度	10	9
R1年度	6	54
R2年度	2	34
R3年度	28	59

(2) 専門職員の研修等

学習会等への講師派遣

保健所及び市町への技術支援の一環で、ひきこもりに関する理解を深めるための研修会や関係機関の連携を目的とした連絡会にセンター職員を派遣した。

名 称	内 容	派 遣 日	場 所	参加者
県北保健所令和3年度ひきこもり支援関係者研修会	事例検討 助 言	R3.7.27	県北保健所 (オンライン参加)	37人
佐世保市引きこもり支援関係者事例検討会	事例検討 助 言	R3.8.27	佐世保市中央保健福祉センター (オンライン参加)	14人
県南保健所ひきこもり家族のつどい	助 言	R3.9.7	県南保健所 (オンライン参加)	2人
対馬保健所ひきこもり家族懇話会	助 言	R3.10.29	豊玉地区公民館 (オンライン参加)	20人
長崎県立大学での講義	講 義	R3.11.8	長崎県立大学	8人
県政出前講座	講 話	R3.12.4	長崎市西公民館	25人
県政出前講座	講 話	R3.12.10	長与町水道局3階	18人
ひきこもり支援関係者スキルアップ研修会	講 義	R3.12.15	長崎県庁	179人

(3) つながらんば～社会資源ガイドブックの啓発強化

ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

- ・つながらんば～不登校・ひきこもり社会資源ガイドブックの配布状況
ガイドブック配付数：280部

(4) ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

- ・家族教室、家族のつどい及びフリースペースゆうの開催案内をホームページへ掲載
- ・家族のつどいの開催案内を近隣地区町の広報誌に掲載

(5) 会議の開催

「県ひきこもり支援連絡協議会」の開催

ひきこもり状態にある本人または家族等からの相談等に適切な支援を行なうことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を平成 25 年度に設置した。

開催日	内 容	委員数
R4.1.14	1 事業報告 令和 3 年度長崎県ひきこもり対策推進事業の経過報告について 2 専門部会報告 ひきこもりの長期・高齢化と 8050 世帯に対する実態調査結果について 3 協議 (1)ひきこもり支援体制整備に関する課題等について (2)県内の家族会等の支援について (3)アウトリーチ支援の抜本的見直しについて 4 令和 4 年度長崎県ひきこもり対策推進事業の事業計画(案)について	13 人

保健所担当者情報交換会 (TV 会議)

開催日	内 容	参 加
R3.5.25	1 行政説明「今後のひきこもり支援施策の方向性」 2 各保健所及びセンターの令和 3 年度事業計画について 3 協議:ひきこもり支援施策の全体像、家族会活動の支援について 4 研修:「家族のためのワークブック『CRAFT』について」	県立保健所 長崎市 佐世保市 障害福祉課 長崎こども・女性・障害者支援センター

(6) ひきこもり家族教室の開催

目 的

近年「ひきこもり」は、様々な要因の結果として社会的な活動からの回避が長期化し社会生活の再開が困難な事例が多く見受けられる。ひきこもり本人を抱える家族の精神的な負担は高い。

当センターでの家族教室を通して、家族が抱えている問題を明らかにしその対処方法についての基礎知識を得ること、また同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供することにより、共に語り合うことによって孤立感を和らげ、解決への第一歩を踏み出すことを目的とする。

目 標

- ・家族が、ひきこもりに対する基礎知識及び正しい理解を得る。
- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、家族同士のつながりを作る。

対象者

約6か月以上、学校や職場に行かず自宅（家庭）にひきこもっている状態の方を持つ家族で、当センターが教室への参加を適当と判断した者

担当スタッフ

精神科医師、公認心理師、作業療法士、保健師等。
また、必要に応じて非常勤講師等の協力を得る。

日 時

令和3年7月～令和3年12月 1クール5回実施
時間：9：30～12：00

内 容 当センターが作成する「ひきこもり家族教室テキスト」に沿って実施。

回	日 程	内 容
1	7月30日(金)	オリエンテーション ひきこもりに伴う症状と対応についての理解（精神科医師による講話）
2	9月30日(木)	コミュニケーション方法を身につける
3	10月28日(木)	上手にほめて望ましい行動を増やす
4	11月25日(木)	家族の対応について 回復者からのメッセージ（ひきこもり経験者の発表）
5	12月23日(木)	家族自身の生活を豊かにするために（家族教室を振り返って）

実 績

年 度	開催クール数	延べ開催回数	実参加者（人）	延参加者（人）
H27年度	1	6	13	54
H28年度	1	6	8	30
H29年度	1	6	9	42
H30年度	1	6	8	35
R 1年度	1	6	22	73
R 2年度	1	5	8	24
R 3年度	1	5	8	31

*フォローアップ 0回 *個別フォロー 1回（参加者1名）

（7）ひきこもり家族のつどい「コスモス会」の開催

目 的

ひきこもりの家族という同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供し、家族が主体となり、互いにひきこもりの問題に対する悩みや不安を語り合うことにより孤立感を和らげ、相互の回復を目指す。

目 標

- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、ひきこもりの問題に対する理解を深める。
- ・家族同士のつながりを作り、孤立感を和らげ家族自身の自尊心を高める。

対象者

当センターにおける「ひきこもり家族教室」に参加し、プログラムを修了した家族

担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等。必要に応じて非常勤講師等の協力を得る。

日 時

4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月の第2木曜日
13：30～15：30

内 容

家族主体の話し合い形式で、ひきこもりの問題に対する不安や悩みを語り合い、問題を共有し、情報交換をすることによって相互の回復を目指す。

実 績

年度	延開催回数（会）	実参加者（人）	延参加者（人）
H27年度	12	33	161
H28年度	12	34	169
H29年度	11	36	157
H30年度	8	17	97
R1年度	8	15	73
R2年度	2	3	3
R3年度	1	1	1

*新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を縮小。

(8) ひきこもり家族会への支援

平成 24 年度に、県内の各つどい「ひまわり会」(長崎市役所)・「あじさい会」(県央保健所)・「コスモス会」(当センター)のネットワーク準備会を開催、3つの家族のつどいが中心となり、平成 24 年に長崎県ひきこもり家族会『花たば』が結成された。

平成 26 年度からは、『花たば』が主体で総会、学習会、定例会を開催し、当センターはその運営支援を行っている。

長崎県ひきこもり家族会『花たば』総会

* 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止

『花たば』学習会・定例会への支援

学習会や定例会は下記のとおり。その他、役員会への支援を行った。

12月9日学習会への支援を行った。

(9) フリースペース(ひきこもり当事者の居場所)の開催

ひきこもり当事者に対する支援の拠点としての居場所を、平成 26 年 7 月より「フリースペースゆう」として開始した。

目 的

人との関わりに苦手意識や困難を抱える社会的ひきこもり(経験)者が、居場所での他者との出会いの経験をとおして、社会参加を進める足がかりを得る。

対象者

- ・長崎県に在住のひきこもり状態にある概ね 18 歳以上の本人
- ・集団への参加希望がある者
- ・個別面接を実施し、グループへの参加が適当と判断された者

担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等

日 時

第 1～第 4 木曜日 13:30～16:00 (第 5 木曜日を除く)

内 容

- ・ひきこもっている人、ひきこもり経験のある人が、安心していただける居場所。

実 績

年度	開所回数	実参加者(人)	延参加者(人)
H30 年度	44	4	98
R1 年度	43	6	174
R2 年度	20	8	76
R3 年度	19	4	61

1 1 高次脳機能障害支援センター

(1) 設置の目的

高次脳機能障害児者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、もって高次脳機能障害児者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

(2) 対象者

高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者及びその家族、若しくは診断の疑いがある者

(3) 事業内容

相談支援事業

配置された専門スタッフが、高次脳機能障害児者及びその家族に対し、就学就労等の各種相談支援や関係する医療機関、福祉施設、就労及び教育関係機関、家族会、家庭等との連絡調整、支援会議等を行う。

地域支援ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における高次脳機能障害の相談窓口である保健所と連携して本事業を実施する。

また、「地域リハビリテーション推進事業」を実施している各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターとも連携し、協力病院や施設等によるサービス提供体制の整備を促し、高次脳機能障害児者に対する適切な継続した支援が提供される体制整備を推進する。

高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業

事業の普及啓発と地域支援ネットワークの推進を図るため、県障害福祉課、長崎県リハビリテーション支援センター、保健所、市町等と連絡・調整し、以下の研修等を企画・実施する。

- ・医療機関、福祉施設、教育機関等に対し、高次脳機能障害支援に関する理解の促進を図るための研修
- ・高次脳機能障害の支援に携わる医療機関及び福祉施設等のスタッフ、当事者及びその家族等を対象に高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう支援手法等の技術研修
- ・圏域の相談窓口を担当する保健所や市町保健・福祉担当職員等を対象に、高次脳機能障害児者の特性を踏まえた適切な相談支援に関する研修
- ・一般県民を対象とした高次脳機能障害支援の普及啓発の研修会・講演会等
- ・高次脳機能障害支援普及事業の周知や広報資料として活用するためのパンフレット等の作成、及びホームページによる情報提供

高次脳機能障害者通所事業

高次脳機能障害者が個別およびグループ活動を通じ、障害認識・問題解決能力を高める治療・援助を実施する。同時に、高次脳機能障害支援にかかわる福祉サービス事業所等で活用できる支援プログラムの立案および確立を目的とする。

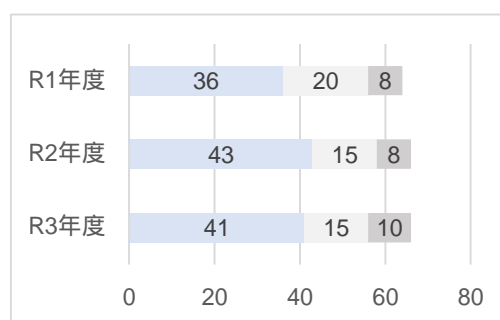
(4) 業務実績
相談支援事業
ア 相談実績

単位：件

直接相談（当事者・家族）						間接相談（関係機関）		
R3年度		R2年度		R1年度		R3年度	R2年度	R1年度
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	延人数	延人数	延人数
66	166	66	135	64	174	212	205	280
内訳（R3） 電話 149 件、来所 17 件						内訳（R3） 電話 202 件、来所 4 件、メール 3 件、 その他 3 件		

初回相談時の診断の有無

診断	あり	なし	その他
R1年度	36	20	8
R2年度	43	15	8
R3年度	41	15	10



イ 性別・平均年齢

	単位：％ 男性	単位：％ 女性	単位：歳 平均年齢
R1年度	70.3	26.6	43～44
R2年度	65.2	22.7	48～49
R3年度	59.1	40.9	47～48

* 18歳以下・・・8人

ウ 発症・受傷

疾患別

単位：％（ ）内：人数

	脳血管疾患	外傷性脳損傷	脳腫瘍	低酸素脳症	脳炎	その他
R1年度	31.3 (20)	43.8 (28)	6.3	0	3.1	15.7

R2 年度	40.9 (27)	34.8 (23)	3.0	0	6.0	13.6
R3 年度	48.5 (32)	19.7 (13)	10.6	1.5	1.5	18.2

受傷(脳血管疾患・外傷性脳損傷)から5年以上経過した疾患別相談者数

単位：人

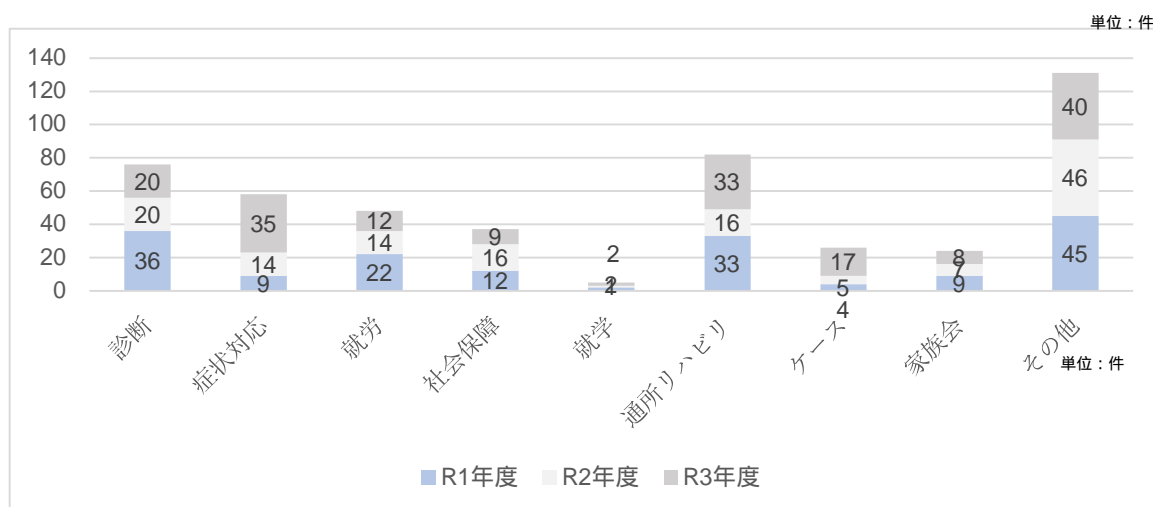
	脳血管疾患			外傷性脳損傷		
	5年以上 (実/延)	内訳		5年以上 (実/延)	内訳	
		5~10年	10年超		5~10年	10年超
R1 年度	5/10	2	3	11/23	4	7
R2 年度	9/27	5	4	7/23	2	5
R3 年度	4/32	3	1	7/13	3	4

工 相談内容

直接相談(相談内容) 複数回答

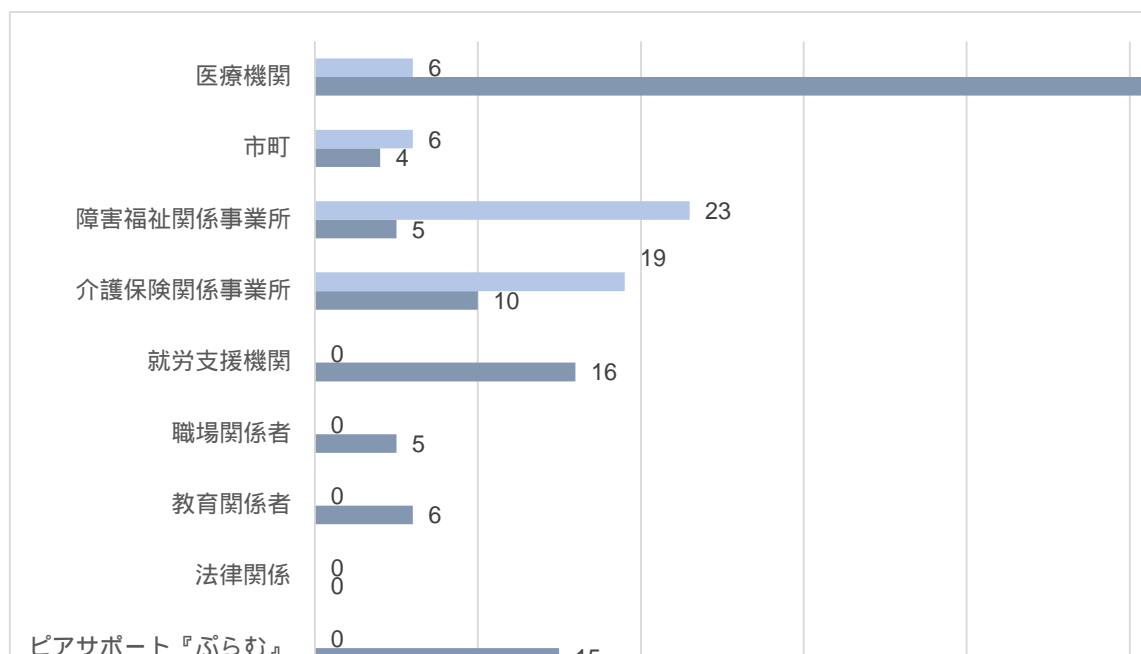
単位：件(%)

	診断	症状 対応	就労	社会 保障	就学	通所 リハ	ケース	家族 会	その他
R 1 年度	36 (20.9)	9 (5.2)	22 (12.8)	12 (7.0)	2	33	4	9	45
R 2 年度	20 (14.4)	14 (10.1)	14 (10.1)	16 (11.5)	1	16	5	7	46
R 3 年度	20 (11.4)	35 (19.9)	12 (6.8)	9 (5.1)	2	33	17	8	40



間接相談

単位：件



オ ケース会議

高次脳機能障害支援センター開催（延べ数）

項目	回数	参加機関
退院前カンファ	0回	
復職支援	1回	本人、家族、医療機関、職場、センター職員
就職準備支援	0回	
定着支援	0回	
生活支援	3回	家族、他県拠点機関、市職員、センター職員
就学支援	0回	

保健所開催：開催数：5回

参加機関：地域包括支援センター、警察、高次脳機能障害支援センター、
相談支援事業所、居宅介護支援事業所、市町、教育委員会、その他

地域支援ネットワーク推進事業

ア 高次脳機能障害支援連絡協議会

開催回数：年1回（R4.1.26） 参加委員18名

イ 保健所担当者会議

開催回数：年1回（R3.6.24） 参加者16名

ウ 高次脳機能障害支援会議

メンバー：支援医師、障害福祉課、センター職員

検討内容：高次脳機能障害支援の各種事業の検討

開催回数：年2回(R3.4.27/R3.12.23)

エ 自助組織育成支援（ピアサポート）

ピアサポートへの支援

相談対応可能な当事者（ピアサポーター）によるピアサポートの定期的開催。

* 高次脳機能障害支援センターは、安定した活動の定着へ向けて側面的に支援を実施。

県央地区：月1回、第3（土）13:00～16:00

県北地区：月2回、第2・4(土) 13:00～16:00

R3年度は各1回従事

オ 小児高次脳機能障害支援

学習会

開催回数：年2回（R3.8.29/R3.12.5）

第1回：参加者 43名（医療：6名、福祉：8名、教育：3名、行政：4名、家族：12名）

第2回：参加者 15名（医療2名、家族13名）

家族懇談会

開催回数：年4回（R3.5.16/ R3.8.29/ R3.12.5/ R4.2.19）

センター主催：参加者（7家族12名、9家族13名）

家族主催：参加者（5家族6名、9家族12名）

高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業

ア 研修会

主催研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参加者
1	高次脳機能障害支援研修会	R3.12.19	オンライン形式	(第1部) 75名 (第2部) 40名

協力研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参加者
1	神経心理学的検査研修会	R3.12.18 R4.2.3	オンライン形式	53人 55人

イ 講師派遣等

保健所及び地域リハ広域支援センター主催の圏域研修会への講師派遣

No	実施日	開催場所	参加者	参加者内訳
1	R3.9.30	平戸市	20名	医療機関、行政機関、相談支援事業所
2	R3.10.16	対馬市	40名	医療、介護、福祉
3	R3.11.10	佐世保市	44名	福祉

ウ 教育機関への普及啓発

No	実施日	開催場所	研修会名	参加者
1	R3.8.3	諫早市	諫早市特別支援教育連携協議会	70名
2	R3.8.6	川棚町	川棚町特別支援教育推進会議	15名

エ マスコミ、広報誌等

No	掲載時期	掲載先	内容
1	R3年12月	情報ひろば	高次脳機能障害の相談窓口について
2	R4年3月	長崎新聞、西日本新聞	高次脳機能障害の相談窓口について

オ リーフレット等

- ・高次脳機能障害リーフレット「脳にダメージを負った後」 配布：1,575部
配布先：医療機関、相談支援事業所、当事者・家族、職場等
- ・高次脳機能障害リーフレット（こども版） 配布：1,192部
配布先：教育機関、医療機関、相談支援事業所、家族等
- ・高次脳機能障害児の支援ガイドブック 配布：5部
配布先：医療機関
- ・高次脳機能障害支援のための長崎県内医療機関一覧 vol.4 配布：6部
配布先：医療機関、相談支援事業所

高次脳機能障害通所事業

ア 通所リハビリテーション

実施形態：精神科ショートケア

期 間：令和3年7月29日（木）～12月23日（木）（全32回）

通 所 者：3名（男性2名、女性1名）、延59名

参加目的：復職2名、日常生活力向上1名

実施内容：評価、個別課題を中心に実施

結 果：復職準備中1名、主婦1名、中途離脱1名

イ 家族教室

開催回数：年1回(R3.10.31)

参加者：10名(当事者：5名、家族：5名)

ウ 家族懇談会・当事者交流会

開催回数：年1回(R3.10.31)

参加者：10名(当事者：5名、家族：5名)